

資料編

資料編 1 我が国の出入国在留管理制度の概要

資料編 2 組織・体制の拡充

資料編 3 予算等

資料編 4 出入国在留管理関係訴訟

資料編 5 統計

資料編 6 2009年4月1日以降の主な出来事

資料編1 我が国の出入国在留管理制度の概要

第1節 目的と根拠法令

入管法は、その第1条において、「本邦に入国し、又は本邦から出国する全ての人の出入国及び本邦に在留する全ての外国人の在留の公正な管理を図るとともに、難民の認定手続を整備することを目的とする。」と規定している。

この「出入国及び本邦に在留する全ての外国人の在留の公正な管理」とは、外国人の円滑な受入れと好ましくない外国人の確実な排除をバランスよく適正に実現させることを意味するものであり、この目的を達成するため、入管法は在留資格制度を整備し、高度な専門技術を有する外国人等を円滑に受け入れることとする一方で、退去強制手続を整備し、我が国で犯罪を犯した外国人等に対しては厳正に対処することとしている。なお、前記の本法の目的のうち、「本邦に在留する全ての外国人の在留の公正な管理」については、入管法等改正法により加わったものであるが、これは、近年の在留外国人の増加に加え、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」の創設に伴い、より一層外国人の在留を公正に管理することの重要性が高まることから、出入国の管理のみならず、本邦に在留する外国人の在留の公正な管理を図ることを明確に表現するため、新たに加えることとしたものである。また、難民認定制度については、1981年に我が国が難民条約に加入したことに伴い、出入国在留管理行政に含まれることとなったものである。

その他入管法関連の主要な法令としては、特別永住者に関する入管法の特則を定めた入管特例法、市町村における法定受託事務等を定めた入管法施行令・入管特例法施行令、入管法・入管特例法の実施に関する手続等を具体化した入管法施行規則・入管特例法施行規則、我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案して定められる上陸基準省令などがある。

第2節 全ての人の出入（帰）国審査手続

1 外国人の出入国手続^(注1)

日本国籍を有しない外国人（無国籍者を含む。）が我が国に入国する場合、有効な旅券で、原則として海外にある日本国大使館等で取得した査証（ビザ）^(注2)を受けたものを所持した上で、出入国港^(注3)において、入国審査官に対し上陸の申請をして、上陸許可の証印を受けなければならない。また、我が国から出国する場合は、出国の確認を受けなければならない。

上陸審査の結果、旅券や査証が偽変造されたものであるなど有効とはいえない場合、我が国において行う予定であると申請された活動が虚偽であると認められる場合、過去に麻薬等の犯罪で刑に処せられたことがあるなど入管法（第5条）に列挙された上陸拒否事由に該当する場

(注1) 外国人が我が国の「領海又は領空に入ること」を入国、我が国の「領土内に足を踏み入れること」を上陸という。したがって、出入国港において、いわゆる「入国審査」の結果、外国人に与えられる入国・在留のための許可のことを入管法上は「上陸許可」という。

外国と国境を接している国では、入国とは外国人が国境を越えて領土内に入ることであり、これに加えて、上陸という概念を区別する必要はない。しかしながら、四方を海に囲まれた我が国においては、両者を区別して用いている。

(注2) 本邦に上陸しようとする外国人の申請に基づき、日本国領事官等が一定の条件の下に、旅券の所持人が正当な理由と資格があつて旅行するものであることを、所定の形式により当該旅券上に証明するものをいう。

(注3) 外国人が出入国できる特定の港又は飛行場（入管法第2条第8号）をいう。入管法施行規則において具体的な出入国港を規定しており、2019年4月1日現在、港は127、飛行場は31となっている。

合などは、我が国への上陸を拒否される。この上陸拒否事由は、我が国にとって好ましくない外国人の上陸を禁止する目的で定められたものである。

このような一般的な外国人の出入国手続のほか、入管法は、特例上陸許可^(注1)という簡易な上陸許可制度を定めている。

2 外国人の入国（上陸）審査手続^(注2)

我が国における外国人の上陸審査手続においては、外国人が上陸のための条件に適合していることを自ら十分に主張・立証する機会が与えられており、その審査が慎重に行われるよう、三審制の仕組みとなっている（**図表83**）。

(1) 入国（上陸）審査

入国審査官は、外国人から上陸の申請があり、当該外国人（特別永住者等を除く。）が個人識別情報（指紋及び顔写真）の提供義務を履行（入管法第6条第3項）したときは、当該外国人が上陸のための条件（①有効な旅券を所持すること、②査証が免除されている場合を除き、当該旅券に有効な査証を受けていること、③我が国において行う予定であると申請された活動が虚偽のものでなく、入管法別表に掲げる在留資格のいずれかに該当し、かつ、一部の在留資格については上陸基準省令で定める上陸許可基準に適合すること、④申請された在留期間が法務省令の規定に適合すること、⑤上陸拒否事由に該当しないこと）（入管法第7条第1項）に適合するか否かを審査し、これらの上陸のための条件に適合していると認定したときは、在留資格・在留期間を決定し、その所持する旅券に上陸許可の証印を行うこととなる。

この上陸審査時における個人識別情報（指紋及び顔写真）の提供については、2006年の入管法改正により義務付けられたものである（2007年11月20日施行）。

(2) 口頭審理

上陸の申請を行った外国人が、出入国港において入国審査官に個人識別情報を提供しなかった場合又は入国審査官による上陸の審査を受けた結果、上陸のための条件に適合していると認定されなかった場合には、特別審理官^(注3)に引き渡されて、口頭審理を受けることになる（入管法第7条第4項、第9条第6項、第10条第1項）。

口頭審理の結果、特別審理官により上陸のための条件に適合していると認定されたとき（入国審査官に個人識別情報を提供しないことにより特別審理官に引き渡された者については、個人識別情報提供義務免除対象者に該当すると認定された場合又は特別審理官に対し個人識別情報を提供した場合に限る。）には、直ちに上陸が許可される（入管法第10条第8項）。

(3) 異議の申出

他方、上陸のための条件に適合しないと認定された外国人は、これに服するか、あるいは不服を申し立てるかいずれかを選択することになる。前者の場合は本邦からの退去を命ぜられるが、後者の場合は認定後3日以内に法務大臣に異議の申出を行うことができる^(注4)（入管法第10条第10項、第11項、第11条第1項）。

法務大臣は、特別審理官により上陸のための条件に適合しないと認定された外国人から異議

(注1) 特例上陸許可については、本節4参照。

(注2) 入国審査官による「入国（上陸）審査」と口頭審理以降の「上陸審判」とを合わせて広い意味での入国（上陸）審査手続と呼んでいる。

(注3) 入国審査官のうち、上陸審査手続及び退去強制手続における口頭審理を担当させるため、出入国在留管理庁長官が指定した者をいう。

(注4) 個人識別情報を提供しない者については法務大臣の裁決の手続はなく、口頭審理において本邦からの退去を命ぜられる（入管法第10条第7項）。

3 入国・事前審査

(1) 査証事前協議

査証の発給は外務省の所掌事務であるが、有効な査証を所持することが上陸のための条件の1つとされていることから、査証の発給は出入国在留管理行政と密接な関係にある。

そのため、査証事務を所管する外務省と出入国在留管理を所管する出入国在留管理庁との間では、外国人の入国に関する連絡調整が図られており、個々の査証申請案件について、必要に応じて外務省から出入国在留管理庁に協議が行われている。この協議を受けた出入国在留管理庁は、提出された書類を検討するほか、国内の受入機関の関係者から事情を聴取することなどによって、外国人が行おうとする活動が入管法別表に掲げる在留資格のいずれかに該当するかどうか、加えて、一定の活動を行おうとする外国人については、法務省令で定める上陸許可基準に適合するかどうかについて審査し、査証を発給することが適当か否かに関する出入国在留管理庁意見を外務省に回答している（**図表84の1**）。

(2) 在留資格認定証明書

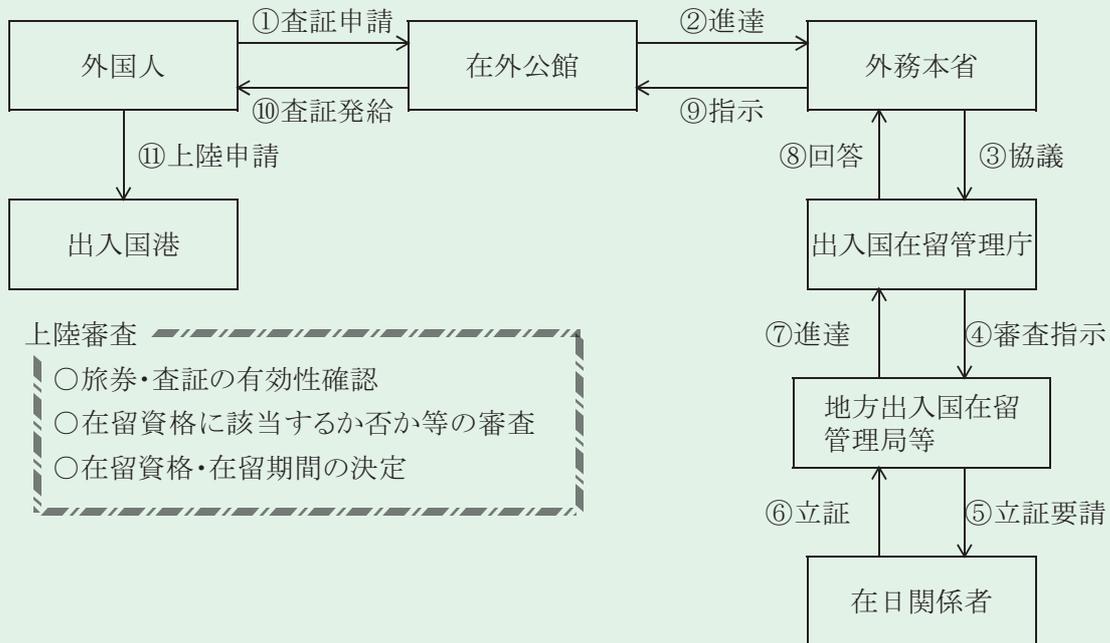
外国人は、原則として来日前に海外にある日本国大使館等（在外公館）で査証の発給を受けなければならないが、「短期滞在」の在留資格に関するものなど在外公館限りで査証が発給されるものを除いては、在外公館で受理した査証申請書類が我が国へ送付され、国内で審査の上、査証を発給してもよいとの意見が回付されなければ査証が発給されないため、申請から査証発給までに相当の日数を要するのが通例である。

そこで、入国審査手続の簡易・迅速化を目的とした在留資格認定証明書制度が設けられた。この制度は、1990年施行の改正入管法により導入したものであり、「短期滞在」及び「永住者」を除く在留資格で、外国人本人又はその代理人からあらかじめ日本国内で申請がなされた場合に、その外国人に在留資格の該当性があるか、また、一定の活動を行おうとする外国人については上陸許可基準への適合性が認められるかなど、事前に審査を行い、在留資格該当性及び基準適合性があると認めるときはその旨の証明書を交付し、その外国人はこれを提示又は提出することによって速やかに査証発給及び上陸許可を受けることができるというものである（入管法第7条の2）。

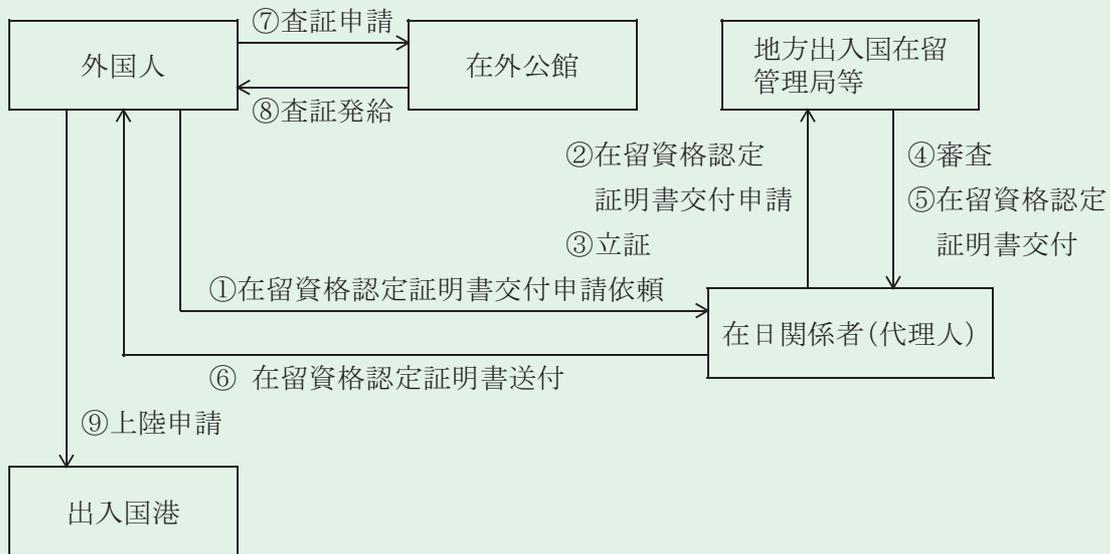
この制度では、査証事前協議制度と異なり、全ての事前審査の手続を日本国内で行うことから、書類の送付等に要する時間が大幅に省略され、手続が迅速に行われることとなる（**図表84の2**）。

図表84 査証事前協議・在留資格認定証明書交付申請の手続の流れ

1 査証事前協議



2 在留資格認定証明書交付申請



4 特例上陸許可^(注)

外国人は、旅券及び査証を有していることに加えて、在留資格に関する上陸のための条件に適合し、在留資格を決定されて我が国に上陸することが原則であるが、特例上陸の許可は、この原則に対する例外として、船舶・航空機の外国人乗員や外国人乗客等に対し、一定の条件を満たす場合に、簡易な手続により一時的な上陸を認めるものである。その目的はいずれも、我が国における滞在が短期間（又は短時間）である外国人に対し、上陸手続の簡素化を図るためのものである。ただし、簡易な手続で適正な滞在を確保することの担保として、上陸時間や行動の範囲などに関して、必要な制限が課される。

(1) 寄港地上陸の許可

船舶等乗り継いで他国へ行く外国人乗客の利便を図るものである。我が国を経由して他国へ行こうとする外国人が、乗継ぎの際、買い物や休養等のために寄港地（空港又は海港）の近くに一時的に上陸する場合に、72時間の範囲内で与えられる。我が国が最終目的地であって経由地でない場合には、この許可の対象にはならない（入管法第14条）。

(2) 船舶観光上陸の許可

出入国在留管理庁長官が指定するクルーズ船（指定旅客船）の外国人乗客の利便を図るものである。指定旅客船に乗っている外国人が、観光のため上陸する場合に、当該指定旅客船が出港するまでの間に帰船することを条件として、出国するまでの間7日又は30日を超えない範囲内で与えられる（入管法第14条の2）。

(3) 通過上陸の許可

船舶等の外国人乗客の利便を図るものである。我が国の2つ以上の出入国港に寄港する船舶に乗っている外国人が、1つの寄港地で上陸し、陸路で移動しながら観光した後、他の出入国港で同じ船舶に帰船して出港する場合、あるいは、我が国を経由して他国へ行こうとする外国人乗客が、乗ってきた船舶・航空機の寄港地で上陸し、その周辺の他の出入国港から他の船舶・航空機で出国する場合に、それぞれ15日又は3日の範囲内で与えられる（入管法第15条）。

(4) 乗員上陸の許可

船舶等の外国人乗員の利便を図るものである。船舶等に乗っている外国人乗員が、乗換えや休養等の目的で寄港地に一時的に上陸する場合に、7日又は15日の範囲内で与えられる。

また、頻繁に我が国の出入国港から上陸する外国人乗員のためには、数次乗員上陸許可の制度も設けられている（入管法第16条）。

(5) 緊急上陸の許可

船舶等に乗っている外国人乗客及び乗員の緊急事態に迅速に対処するためのものである。これら外国人が、病気、負傷等の身体上の事故の治療等を受けるために緊急に上陸する必要がある場合に、その事由がなくなるまでの期間与えられる（入管法第17条）。

(6) 遭難による上陸の許可

船舶等の遭難に迅速に対処するためのものである。船舶等の遭難、不時着等により、これらに乗っていた外国人の救護その他の緊急の必要がある場合に30日の範囲内で与えられる（入管法第18条）。

(注) 一時庇護のための上陸の許可については、後記第6節4参照。

5 日本人の出帰国手続

出入国在留管理行政の主な役割は、外国人の出入国を公正に管理することであるが、同時に全ての人の国境を越える動きを把握する役割も担っていることから、入管法は、日本人の出帰国手続に関しても定めている。

日本人が国外へ出国する場合、出入国港において、入国審査官から出国の確認を受け、また、帰国する場合は、入国審査官から帰国の確認を受けなければならないこととなっている（入管法第60条、第61条）。

第3節 外国人の在留審査

1 在留資格制度

我が国に入国・在留する外国人は、原則として、入管法に定める在留資格のいずれかを有する必要がある。この在留資格は、多岐にわたる外国人の活動等をあらかじめ類型化し、どのような活動等であれば入国・在留が可能であるかを明らかにしているものである。このような仕組みを在留資格制度と呼び、我が国の出入国在留管理行政の基本となっている（図表85）。

在留資格は、次のように大別できる。

- ① その外国人が我が国で行う活動に着目して分類された在留資格（入管法別表第一の上欄の在留資格（活動資格））
- ② その外国人の身分や地位に着目して分類された在留資格（入管法別表第二の上欄の在留資格（居住資格））

前者は、その外国人が「何をするか」がポイントであり、後者は、その外国人が「どのような身分であるか」がポイントであるといえる。

また、我が国は、専門的な技術、技能又は知識をいかして職業活動に従事する外国人の入国・在留は認めるが、これら以外の外国人労働者の入国・在留を認めないこととしているので、上記①について、就労活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動）ができるものと、原則として就労活動が認められないものに分類できる。なお、上記②は就労を目的とする在留資格ではないが、その活動内容には制限がないことから、就労活動に従事することも可能である。

さらに、在留資格のうち、活動内容からみて我が国の産業及び国民生活に影響を与えるおそれのあるものについては、上陸基準省令で定める上陸許可基準に適合しなければ、我が国への上陸が認められないこととなる。

図表85 在留資格一覧表（2019年4月1日現在）

別表第一「活動資格」

一の表（就労資格）

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
外交	日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領事機関の構成員、条約若しくは国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者又はこれらの者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動	外国政府の大使、公使、総領事、代表団構成員等及びその家族	外交活動の期間
公用	日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又はその者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動（この表の外交の項に掲げる活動を除く。）	外国政府の大使館・領事館の職員、国際機関等から公の用務で派遣される者等及びその家族	5年、3年、1年、3月、30日又は15日
教授	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動	大学教授等	5年、3年、1年又は3月
芸術	収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動（二の表の興行の項に掲げる活動を除く。）	作曲家、画家、著述家等	5年、3年、1年又は3月
宗教	外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動	外国の宗教団体から派遣される宣教師等	5年、3年、1年又は3月
報道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動	外国の報道機関の記者、カメラマン	5年、3年、1年又は3月

二の表（就労資格、上陸許可基準の適用あり）

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
高度専門職	<p>1号 高度の専門的な能力を有する人材として法務省令で定める基準に適合する者が行う次のイからハまでのいずれかに当する活動であつて、我が国の学術研究又は経済の発展に寄与することが見込まれるもの</p> <p>イ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営し若しくは当該機関以外の本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動</p> <p>ロ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学若しくは人文科学の分野に属する知識若しくは技術を要する業務に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動</p> <p>ハ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動</p> <p>2号 前号に掲げる活動を行つた者であつて、その在留が我が国の利益に資するものとして法務省令で定める基準に適合するものが行う次に掲げる活動</p> <p>イ 本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導又は教育をする活動</p> <p>ロ 本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学又は人文科学の分野に属する知識又は技術を要する業務に従事する活動</p> <p>ハ 本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動</p> <p>ニ イからハまでのいずれかの活動と併せて行う一の表の教授の項から報道の項までに掲げる活動又はこの表の法律・会計業務の項、医療の項、教育の項、技術・人文知識・国際業務の項、介護の項、興行の項、技能の項若しくは特定技能の項の第2号に掲げる活動（イからハまでのいずれかに該当する活動を除く。）</p>	<p>就労資格の決定の対象となる範囲の外国人で、学歴・職歴・年収等の項目ごとにポイントを付け、その合計が一定点数（70点）以上に達した者</p> <p>（例）外国の大学で修士号（経営管理に関する専門職学位（MBA））を取得（25点）し、IT関連で7年の職歴（15点）がある30歳（10点）の者が、年収600万円（20点）で、経営支援ソフトの開発業務に従事する場合</p>	1号については5年、2号については無期限
経営・管理	本邦において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動（この表の法律・会計業務の項に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営又は管理に従事する活動を除く。）	企業等の経営者・管理者	5年、3年、1年、4月又は3月

法律・会計業務	外国法事務弁護士，外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動	弁護士，公認会計士等	5年，3年，1年又は3月
医療	医師，歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動	医師，歯科医師，看護師	5年，3年，1年又は3月
研究	本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動（一の表の教授の項に掲げる活動を除く。）	政府関係機関や私企業等の研究者	5年，3年，1年又は3月
教育	本邦の小学校，中学校，義務教育学校，高等学校，中等教育学校，特別支援学校，専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動	中学校・高等学校等の語学教師等	5年，3年，1年又は3月
技術・人文知識・国際業務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学，工学その他の自然科学の分野若しくは法律学，経済学，社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（一の表の教授の項，芸術の項及び報道の項に掲げる活動並びにこの表の経営・管理の項から教育の項まで及び企業内転勤の項から興行の項までに掲げる活動を除く。）	機械工学等の技術者，通訳，デザイナー，私企業の語学教師，マーケティング業務従事者等	5年，3年，1年又は3月
企業内転勤	本邦に本店，支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術・人文知識・国際業務の項に掲げる活動	外国の事業所からの転勤者	5年，3年，1年又は3月
介護	本邦の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動	介護福祉士	5年，3年，1年又は3月
興行	演劇，演芸，演奏，スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動（この表の経営・管理の項に掲げる活動を除く。）	俳優，歌手，ダンサー，プロスポーツ選手等	3年，1年，6月，3月又は15日
技能	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動	外国料理の調理師，スポーツ指導者，航空機の操縦者，貴金属等の加工職人等	5年，3年，1年又は3月
特定技能	1号 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約（第2条の5第1項から第4項までの規定に適合するものに限る。次号において同じ。）に基づいて行う特定産業分野（人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものをいう。同号において同じ。）であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動 2号 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動	1号 特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を要する技能を要する業務に従事する外国人 2号 特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人	1号 1年，6月又は4月 2号 3年，1年又は6月
技能実習	1号 次のイ又はロのいずれかに該当する活動 イ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号。以下「技能実習法」という。）第8条第1項の認定（技能実習法第11条第1項の規定による変更の認定があったときは，その変更後のもの。以下同じ。）を受けた技能実習法第8条第1項に規定する技能実習計画（技能実習法第2条第2項第1号に規定する第1号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて，講習を受け，及び技能，技術又は知識（以下「技能等」という。）に係る業務に従事する活動 ロ 技能実習法第8条第1項の認定を受けた同項に規定する技能実習計画（技能実習法第2条第4項第1号に規定する第1号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて，講習を受け，及び技能等に係る業務に従事する活動 2号 次のイ又はロのいずれかに該当する活動 イ 技能実習法第8条第1項の認定を受けた同項に規定する技能実習計画（技能実習法第2条第2項第2号に規定する第2号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動 ロ 技能実習法第8条第1項の認定を受けた同項に規定する技能実習計画（技能実習法第2条第4項第2号に規定する第2号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動 3号 次のイ又はロのいずれかに該当する活動 イ 技能実習法第8条第1項の認定を受けた同項に規定する技能	技能実習生	1号 法務大臣が個々に指定する期間（1年を超えない範囲） 2号及び3号 法務大臣が個々に指定する期間（2年を超えない範囲）

	実習計画（技能実習法第2条第2項第3号に規定する第3号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動 ロ 技能実習法第8条第1項の認定を受けた同項に規定する技能実習計画（技能実習法第2条第4項第3号に規定する第3号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動	
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

三の表（非就労資格）

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
文化活動	収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動（四の表の留学の項及び研修の項に掲げる活動を除く。）	日本文化の研究者等	3年、1年、6月又は3月
短期滞在	本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動	観光客、会議参加者等	90日、30日又は15日以内の日を単位とする期間

四の表（非就労資格、上陸許可基準の適用あり）

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
留学	本邦の大学、高等専門学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の高等部、中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の中学部、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の小学部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動	大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中学校及び小学校等の学生又は生徒	4年3月、4年、3年3月、3年、2年3月、2年、1年3月、1年、6月又は3月
研修	本邦の公私の機関により受け入れられて行う技能等の修得をする活動（二の表の技能実習の項の第1号及びこの表の留学の項に掲げる活動を除く。）	研修生	1年、6月又は3月
家族滞在	一の表、二の表又は三の表の在留資格（外交、公用、特定技能（二の表の特定技能の項の第1号に係るものに限る。）、技能実習及び短期滞在を除く。）をもって在留する者又はこの表の留学の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動	在留外国人が扶養する配偶者・子	5年、4年3月、4年、3年3月、3年、2年3月、2年、1年3月、1年、6月又は3月

五の表

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
特定活動	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動	外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等	5年、3年、1年、6月、3月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）

別表第二「居住資格」（在留活動の制限なし）

在留資格	本邦において有する身分又は地位	該当例	在留期間
永住者	法務大臣が永住を認める者	法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く。）	無期限
日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは特別養子又は日本人の子として出生した者	日本人の配偶者・子・特別養子	5年、3年、1年又は6月
永住者の配偶者等	永住者等の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者	永住者・特別永住者の配偶者及び本邦で出生し引き続き在留している子	5年、3年、1年又は6月
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者	第三国定住難民、日系3世、中国残留邦人等	5年、3年、1年、6月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）

2 在留審査

我が国に在留する外国人が、当初の在留目的とは異なる新たな目的のために在留することや、当初与えられた在留期間を超えて引き続き在留することを希望する場合等には、入管法に基づいてそれぞれ申請を行い所定の許可を受ける必要がある。具体的には、(1) 在留資格の変更許可、(2) 在留期間の更新許可、(3) 永住許可、(4) 在留資格の取得許可、(5) 再入国許可及び(6) 資格外活動の許可があり、これらの判断を行うのが在留審査である(注1)。

(1) 在留資格の変更許可

我が国に在留する外国人が、在留目的とする活動を変更することを希望する場合には、新たな活動を行う前に在留資格変更許可申請を行い、新たな活動に対応する在留資格への変更の許可を受ける必要がある(入管法第20条)。

(2) 在留期間の更新許可

我が国に在留する外国人が、現に有する在留資格の活動を変更することなく、在留期間経過後も引き続き滞在することを希望する場合には、在留期間が経過するまでに在留期間更新許可申請を行い、在留期間の更新許可を受ける必要がある(入管法第21条)。

(3) 永住許可

「永住者」の在留資格は、他の在留資格で我が国に在留する外国人からの永住許可申請及び出生や日本国籍離脱を理由とした在留資格の取得許可申請に対し、一定の条件を満たすと認められる場合に許可される(入管法第22条)(注2及び3)。

(4) 在留資格の取得許可

我が国で出生したり、日本国籍を離脱したりして外国籍となった者や、在留資格を要しないとされている日米地位協定第1条に規定する米軍人等でその身分を失った外国人が、当該事由が生じた日から60日を超えて引き続き我が国に在留しようとする場合には、当該事由が生じた日から30日以内に、在留資格取得許可申請を行い、在留資格の取得許可を受ける必要がある(入管法第22条の2)。

(5) 再入国許可

我が国に在留する外国人が一時的に出国し、再び我が国に入国しようとする場合、事前に再入国許可を受けることによって、改めて査証申請等の手続をとることなく、現に有する在留資格及び在留期間のまま出入国することができる(入管法第26条)。

なお、2012年7月9日から、中長期在留者(後記第4節1参照)については、有効な旅券及び在留カードを所持し出国後1年以内に再入国する場合に、また、「特別永住者」については、

(注1) (1)～(4)の許可は、法務大臣(法務大臣から委任を受けた出入国在留管理庁長官又は出入国在留管理庁長官から委任を受けた地方出入国在留管理局長)が行い、(5)及び(6)の許可は、出入国在留管理庁長官から委任を受けた地方出入国在留管理局長が行うこととされた(入管法等改正法による改正後の入管法第69条の2)。また、改正前の入管法第69条の2においては、地方出入国管理局長に委任できないとされていた永住許可の権限については、地方出入国在留管理局長に委任することができることとされた。

(注2) 永住許可に際しては、①素行が善良であること、②独立の生計を営むに足る資産又は技能があることという要件を満たし、かつ、③その者の永住が日本国の利益に合すると認められることが必要である。ただし、日本人、永住者又は特別永住者の配偶者又は子である場合には、①及び②に適合することを要しない。

(注3) 2005年3月31日に「我が国への貢献」に関するガイドライン」を策定して法務省ホームページ上に公表したほか、貢献を認められて永住許可となった事例、不許可となった事例についても同ホームページに掲載している。また、2006年3月31日には「永住許可に関するガイドライン」を新設して永住許可に係る一般の要件や、在留年数に係る基準を公表している(http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00007.html)。

有効な旅券及び特別永住者証明書を所持し出国後2年以内に再入国する場合に、原則としてあらかじめ再入国の許可を受けることを不要とした（入管法第26条の2）。

さらに、2015年1月1日から、「短期滞在」の在留資格を与えられて入国した外国人が、我が国から他国に渡って我が国に戻る航路のクルーズ船（指定旅客船）で出国後、15日以内に当該指定旅客船により再入国する場合には、原則として再入国の許可を受けることを不要とした（入管法第26条の3）。

また、2016年4月1日から、出国の際に提出を求めていた外国人出国記録について、外国人から提示される旅券等によって同一人性等の確認を行うことが可能であることを踏まえ、再入国予定者等を除き、当該書面の提出を不要とするなどの見直しを行った（入管法施行規則第27条等）。

（6）資格外活動の許可

我が国において行う活動に応じて定められた在留資格を付与されている外国人は、その在留資格に対応する活動以外の活動で「収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動」（就労活動）を行う場合には、あらかじめ資格外活動の許可を受ける必要がある。例えば、留學生が行うアルバイトが代表的なものであり、その活動が本来の在留目的である活動の遂行を阻害しない範囲内で行われると認められるときに限り許可される（入管法第19条第2項）。

なお、2012年7月9日から、上陸審査時に在留資格「留学」を決定された者（「3月」の在留期間が決定された者及び再入国許可による入国者を除く。）は、上陸の許可に引き続いてその場で資格外活動許可の申請を行うことが可能となった。

3 在留資格取消制度

在留資格取消制度は、入管法に定める取消事由（入管法第22条の4第1項各号）に該当する疑いがある場合、意見聴取の手続（同条第2項）等を経た上で、法定の取消事由に該当することが明らかな場合には、現に有する在留資格を取り消すことができる制度である。

在留資格の取消事由は次のとおりである（括弧内は入管法第22条の4第1項の各号）。

- ① 入管法第5条第1項各号に掲げる上陸拒否事由に該当する外国人が、偽りその他不正の手段により、そのいずれにも該当しないものとして、上陸許可の証印又は許可を受けた場合（第1号）
- ② ①のほか、偽りその他不正の手段により、上陸許可の証印等を受けた場合（第2号）
- ③ ①又は②に該当する場合以外（申請人による偽りその他不正の手段の行使がないもの）であって不実の記載のある文書（不実の記載のある文書又は図画の提出又は提示により交付を受けた在留資格認定証明書又は査証を含む。）又は図画の提出又は提示により上陸許可の証印等を受けた場合（第3号）
- ④ 偽りその他不正の手段により、在留特別許可を受けた場合（第4号）
- ⑤ 入管法別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者が、当該在留資格に係る活動を行っておらず、かつ、他の活動を行い又は行おうとして在留している場合（ただし、正当な理由がある場合を除く。）（第5号）
- ⑥ 入管法別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者が、正当な理由がなく3か月（高度専門職2号の場合は6か月）以上継続して当該在留資格に応じた活動を行うことなく在留している場合（ただし、当該活動を行わないで在留していることにつき正当な理由がある場合を除く。）（第6号）
- ⑦ 「日本人の配偶者等」の在留資格をもって在留する者（日本人の子及び特別養子を除く。）又は「永住者の配偶者等」の在留資格をもって在留する者（永住者等の子を除く。）が、その配偶者としての活動を継続して6か月以上行っていない場合（ただし、当該活動を行わない

で在留していることにつき正当な理由がある場合を除く。) (第7号)

- ⑧ 上陸の許可又は在留資格の変更許可等により、新たに中長期在留者となった者が、当該許可を受けてから90日以内に、出入国在留管理庁長官に住居地の届出をしない場合（ただし、届出をしないことにつき正当な理由がある場合を除く。）(第8号)
- ⑨ 中長期在留者が、出入国在留管理庁長官に届け出た住居地から退去した日から90日以内に、出入国在留管理庁長官に新しい住居地の届出をしない場合（ただし、届出をしないことにつき正当な理由がある場合を除く。）(第9号)
- ⑩ 中長期在留者が、出入国在留管理庁長官に虚偽の住居地を届け出た場合（第10号）

第4節 中長期在留者の在留管理制度等

1 中長期在留者の在留管理制度

中長期在留者の在留管理制度は、在留資格をもって我が国に中長期間在留する外国人を対象として、出入国在留管理庁長官が在留管理に必要な情報を正確かつ継続的に把握するものである。同制度においては、新規の上陸許可や在留資格の変更許可、在留期間の更新許可等、在留に係る許可に伴い、中長期在留者に対し在留カードを交付している。在留カードには、出入国在留管理庁長官が把握する情報の重要部分が記載されていることから、記載事項に変更が生じた場合には変更の届出を義務付けており、常に最新の情報が反映されることになっている。

また、在留管理に必要な情報を正確かつ継続的に把握するため、中長期在留者による所属機関等に関する届出を義務付け、中長期在留者の所属機関からも情報の届出を受けている。

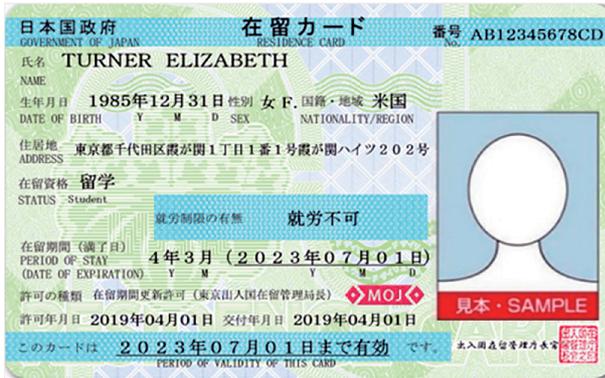
なお、中長期在留者とは、具体的には、以下の①～⑥のいずれにも当てはまらない外国人をいう（入管法第19条の3）。

- ① 「3月」以下の在留期間が決定された者
- ② 「短期滞在」の在留資格が決定された者
- ③ 「外交」又は「公用」の在留資格が決定された者
- ④ ①から③の外国人に準ずる者として法務省令で定めるもの（「特定活動」の在留資格が決定された、台湾日本関係協会の本邦の事務所（台北駐日経済文化代表処等）若しくは駐日パレスチナ総代表部の職員又はその家族）
- ⑤ 特別永住者
- ⑥ 在留資格を有しない者

(1) 在留カード

在留カードには、氏名、生年月日、性別、国籍・地域、住居地^(注)、在留資格、在留期間、就労制限の有無など、出入国在留管理庁長官が把握する情報の重要部分が記載される（16歳以上の者については顔写真が表示される。）。また、在留カードには、偽変造防止のためのICチップが搭載されており、カード券面に記載された事項の全部又は一部が記録される（入管法第19条の4）。

(注) 「住居地」とは、我が国における主たる住居の所在地のことであり、外形上住居としての実態を備え、継続的に居住することが予定されている場所であって、かつ、海外に生活の本拠があると認められる場合でも我が国における生活の根拠を表す概念である。他方、「居住地」とは、一時的に滞在する場所を意味する現在地のほか、道路や公園等の社会通念上、生活の本拠とは認められない場所も含む広い概念である。



在留カード表面



在留カード裏面

(2) 在留カードに係る届出・申請 (図表86)

ア 住居地の届出^(注1)

(ア) 新規上陸後の住居地の届出

出入国港で新規の上陸許可に伴い交付された在留カード^(注2)又は「在留カードを後日交付する」旨の記載がなされた旅券(以下本節において「在留カード等」という。)を所持する中長期在留者は、住居地を定めた日から14日以内に、在留カード等を持参の上、住居地の市区町村の窓口でその住居地を出入国在留管理庁長官に届け出る必要がある(入管法第19条の7)。

(イ) 在留資格変更等に伴う住居地の届出

これまで中長期在留者ではなかった外国人で、在留資格の変更、在留期間の更新、在留資格の取得等の在留に係る許可を受けて、新たに中長期在留者となった者は、住居地を定めた日(既に住居地を定めている者は、当該許可の日)から14日以内に、在留カードを持参の上、住居地の市区町村の窓口でその住居地を出入国在留管理庁長官に届け出る必要がある(入管法第19条の8)。

(ウ) 住居地の変更届出

住居地を変更した中長期在留者は、変更後の住居地に移転した日から14日以内に、在留カード等を持参の上、変更後の住居地の市区町村の窓口でその住居地を出入国在留管理庁長官に届け出る必要がある(入管法第19条の9)。

イ 住居地以外の記載事項の変更届出

中長期在留者は、氏名、生年月日、性別又は国籍・地域に変更が生じたときは、変更が生じた日から14日以内に、地方出入国在留管理局で、出入国在留管理庁長官に対し、変更の届出を行う必要がある(入管法第19条の10)。

ウ 在留カードの有効期間の更新申請

「永住者」若しくは「高度専門職2号」の在留資格をもって在留する者又は在留カードの有効期間の満了日が16歳の誕生日とされている中長期在留者は、更新期間内(在留カードの有効期間満了日の2か月前から満了日までの間(有効期間の満了の日が16歳の誕生日とされて

(注1) 中長期在留者が、在留カードを提出して、住民基本台帳法に基づく転入届又は転居届をしたときは、入管法上の「住居地の届出」をしたものとみなされることから、改めて「住居地の届出」をする義務はない。

(注2) 新規の上陸許可とともに在留カードを交付することができるのは、2019年11月1日時点では、新千歳空港、成田空港、羽田空港、中部空港、関西空港、広島空港及び福岡空港の7空港である。

いるときは、6か月前から満了日までの間))に地方出入国在留管理局で、出入国在留管理庁長官に対し、在留カードの有効期間更新申請を行う必要がある(入管法第19条の11)。

ただし、長期の病気療養や海外への長期出張等のやむを得ない理由により、更新期間内に在留カードの有効期間更新申請を行うことが困難な場合には、更新期間前においても、在留カードの有効期間更新申請を行うことができる。

エ 紛失等による在留カードの再交付申請

紛失、盗難、滅失その他の事由により在留カードの所持を失ったときは、その事実を知った日(本邦から出国している間にその事実を知った場合は、その後最初に入国した日)から14日以内に、地方出入国在留管理局で、出入国在留管理庁長官に対し、在留カードの再交付申請を行う必要がある(入管法第19条の12)。

オ 汚損等による在留カードの再交付申請

所持する在留カードが著しく毀損し、若しくは汚損し、又は在留カードのICチップの記録が毀損した場合には、地方出入国在留管理局で、出入国在留管理庁長官に対し、在留カードの再交付申請を行うことができる。

所持する在留カードが著しく毀損し、若しくは汚損し、又は在留カードのICチップの記録が毀損していることにより、出入国在留管理庁長官から在留カードの再交付申請命令を受けたときは、当該命令を受けた日から14日以内に、地方出入国在留管理局で、出入国在留管理庁長官に対し、在留カードの再交付申請を行う必要がある。

また、在留カードの交換を希望する場合には、在留カードが毀損等した場合でなくても再交付申請を行うことができる(入管法第19条の13)。この手続により在留カードの交付を受けるときは、1,600円の手数料が必要となる。

(3) 所属機関・配偶者に関する届出(図表86)

ア 中長期在留者からの所属機関等に関する届出

(ア)活動機関(在留資格に応じた活動を行う本邦の公私の機関)に関する届出

「教授」、「高度専門職1号ハ」、「高度専門職2号」(入管法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄2号ハに掲げる活動に従事する場合)、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「教育」、「企業内転勤」、「技能実習」、「留学」又は「研修」の在留資格で本邦に在留する中長期在留者は、活動を行う機関の名称・所在地に変更が生じた場合、消滅した場合又は当該機関からの離脱・移籍があった場合には、14日以内に、当該事由等を出入国在留管理庁長官に対して届け出る必要がある(入管法第19条の16第1号)。

(イ)契約機関(契約の相手方である本邦の公私の機関)に関する届出

「高度専門職1号イ」、「高度専門職1号ロ」、「高度専門職2号」(入管法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄2号イ又はロに掲げる活動に従事する場合)、「研究」、「技術・人文知識・国際業務」、「介護」、「興行(本邦の公私の機関との契約に基づいて活動に従事する場合に限る。）」、「技能」又は「特定技能」の在留資格で本邦に在留する中長期在留者は、契約の相手方である機関の名称・所在地に変更が生じた場合、消滅した場合、当該機関との契約の終了又は新たな契約の締結があった場合には、14日以内に、当該事由等を出入国在留管理庁長官に対して届け出る必要がある(入管法第19条の16第2号)。

(ウ)配偶者に関する届出

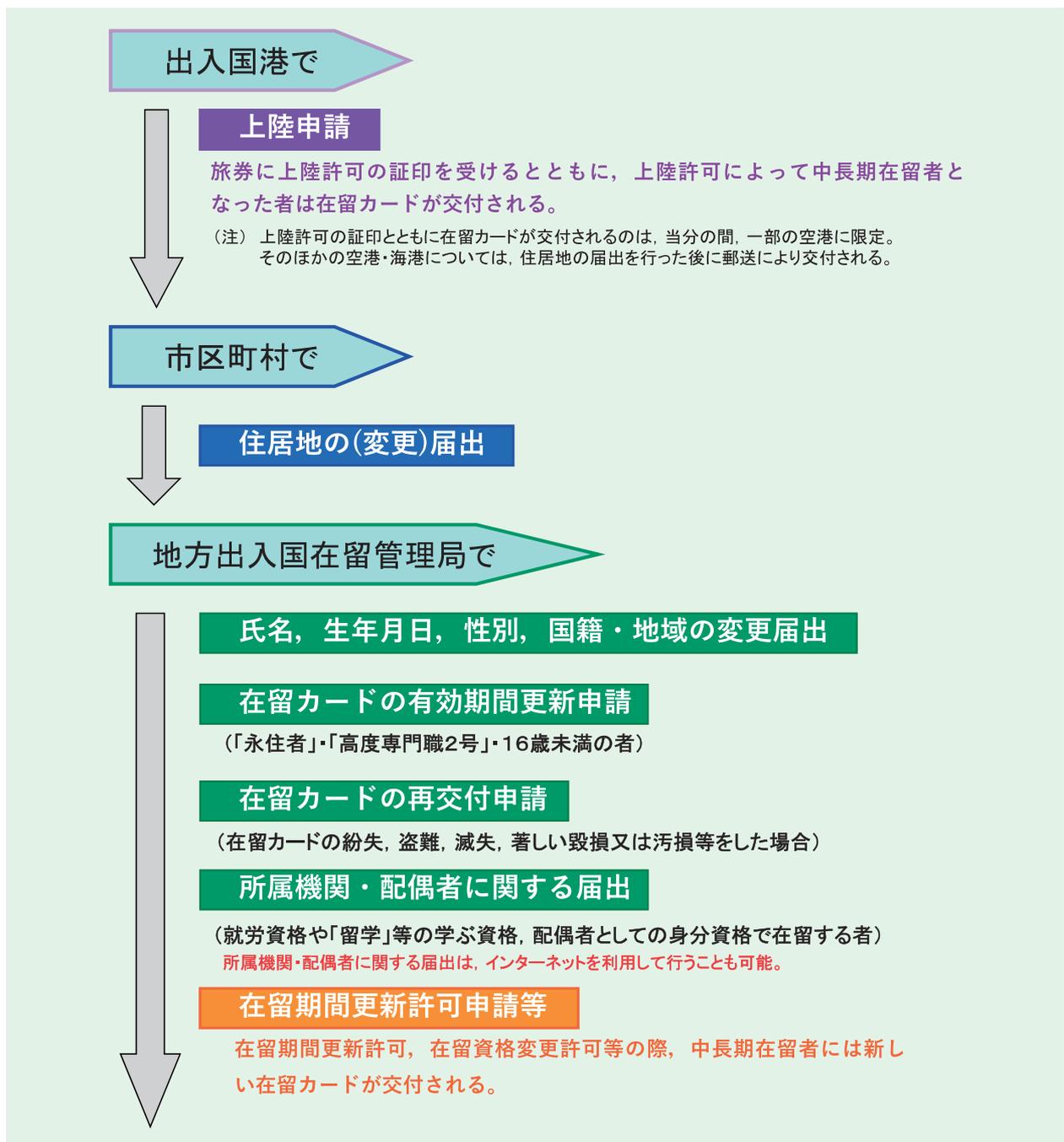
「家族滞在」、「日本人の配偶者等」又は「永住者の配偶者等」の在留資格で本邦に在留する中長期在留者のうち、配偶者としての身分を有する者は、その配偶者と離婚又は死別し

た場合には、14日以内に、当該事由等を出入国在留管理庁長官に対して届け出る必要がある（入管法第19条の16第3号）。

イ 所属機関による中長期在留者に関する届出

「教授」、「高度専門職」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「介護」、「興行」、「技能」、「留学」又は「研修」の在留資格で在留する中長期在留者が受け入れられている本邦の公私の機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第28条第1項の規定により、厚生労働大臣への届出をしなければならない事業主を除く。）は、当該中長期在留者の受入れの開始及び終了その他の受入れの状況に関する事項を出入国在留管理庁長官に対して届け出るよう努めなければならない（入管法第19条の17）。

図表86 中長期在留者の在留管理制度における手続の流れ



ウ 特定技能所属機関（「特定技能1号」又は「特定技能2号」の在留資格をもって在留する外国人を受け入れている本邦の公私の機関）による届出

（ア）随時届出

特定技能所属機関は、特定技能雇用契約の変更・終了又は新たな特定技能雇用契約を締結した場合、1号特定技能外国人支援契約の変更をした場合、登録支援機関（後述）に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する契約を締結した場合若しくは当該契約の変更・終了又は特定技能外国人の受入れが困難となった場合若しくは不正行為があったことを知った場合には、14日以内に、当該事由等を出入国在留管理庁長官に届け出る必要がある（入管法第19条の18第1号ないし同第4号）。

（イ）定期届出

特定技能所属機関は、特定技能外国人の受入れの状況に関する事項、1号特定技能外国人支援計画の実施状況に関する事項及び活動状況に関する事項を、四半期に1回、当該四半期の翌四半期の初日から14日以内に出入国在留管理庁長官に届け出る必要がある（入管法第19条の18第2項）。

エ 登録支援機関（契約により委託を受けて1号特定技能外国人支援計画の全部の実施の業務を行う者として登録を受けた者）による届出

（ア）随時届出

登録支援機関は、氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名、支援業務を行う事業所の所在地若しくは支援業務の内容及びその実施方法等について変更があった場合、又は、支援業務を休・廃止した場合は、14日以内に、休止した支援業務を再開しようとする場合は、あらかじめ、当該事由等を出入国在留管理庁長官に届け出る必要がある（入管法第19条の27第1項、第19条の29第1項、入管法施行規則第19条の23第2項）。

（イ）定期届出

登録支援機関は、支援業務の実施状況、特定技能外国人の氏名、生年月日、性別、国籍・地域、住居地及び在留カード番号、特定技能所属機関の氏名又は名称及び住所、特定技能外国人から受けた相談の内容及び対応状況並びに不正行為又は特定技能外国人の行方不明者の発生状況等を、四半期に1回、当該四半期の翌四半期の初日から14日以内に出入国在留管理庁長官に届け出る必要がある（入管法第19条の30第2項）。

（4）電子届出システムを利用した取組

ア 出入国在留管理庁電子届出システム

中長期在留者が行う「所属機関等に関する届出」（入管法第19条の16各号）及び中長期在留者を受け入れている所属機関が行う「所属機関による届出」（入管法第19条の17）については、地方出入国在留管理局への書面提出及び東京出入国在留管理局在留管理情報部門への郵送に加え、2013年6月24日から「出入国在留管理庁電子届出システム」により、インターネットを利用して届出をすることができる（<https://www.ens-immi.moj.go.jp/NA01/NAA01S/NA01STransfer>）。同電子届出システムにおいては、中長期在留者や所属機関の職員等が、それぞれのインターネット環境から同電子届出システムへアクセスし、必要項目を入力して届出が可能となる。また、インターネットを経由して外部の一般の利用者と接続する業務システムであることから、利用者の利便性を考慮し、システム画面表示は多言語対応可能（日本語、英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語、スペイン語、ポルトガル語及びタガログ語）となっている。

「出入国在留管理庁電子届出システム」には、以下のメリットがある。

- ① 窓口に行くことなく自宅やオフィスなどからインターネットを介して届出や届出状況の確認を行うことができる。
- ② システムの利用料はかからない。
- ③ 24時間365日利用できる。
- ④ 記載漏れが自動でチェックされる。
- ⑤ 所属機関による届出では専用のフォーマットを利用することで一括届出を行うことができる。

また、「出入国在留管理庁電子届出システム」を利用するための利用者情報登録^(注1)をしている所属機関の職員等は、同じく利用者情報登録をしている中長期在留者からの依頼に基づき、入管法第19条の16に規定する届出のうち、所属機関の名称変更又は所在地変更に関する届出を、本人に代わって同電子届出システムにより届け出ることができる。

なお、「特定技能」に関する届出については、現在、「出入国在留管理庁電子届出システム」を利用して届け出することはできない。

イ 出入国在留管理庁正字検索システム

在留カード及び特別永住者証明書に記載される氏名は、原則としてローマ字で表記することとされているが、特例として本人からの申出がある等の一定の場合に、ローマ字表記に併せて、又はローマ字表記に代えて漢字での表記が認められる。

在留カード及び特別永住者証明書に表記される漢字氏名の表記については、「在留カード等に係る漢字氏名の表記等に関する告示」(平成23年法務省告示第582号)により正字^(注2)の範囲の文字と定められており、簡体字等(中国簡体字、台湾繁体字等であって、字形が正字と一致しないものをいう。)については、正字の範囲の文字に置き換えて記載される。

そのため、出入国在留管理庁では、2013年7月1日から簡体字等の文字コード等を基に在留カード等に表記される漢字氏名を簡易に検索できるようにするため、「出入国在留管理庁正字検索システム」を導入し、出入国在留管理庁ホームページ上に公開している(<http://lapse-immi.moj.go.jp:50122/>)。

(5) 事実の調査

中長期在留者の在留管理制度の下、出入国在留管理庁長官は、中長期在留者の身分関係、居住関係及び活動状況等を継続的に把握するため、入管法その他の法令の定めるところにより取得した中長期在留者に関する情報を整理し、当該情報を正確かつ最新の内容に保たなければならない。そのため、出入国在留管理庁長官は、中長期在留者に関する情報の継続的な把握のため必要があるときには、その職員^(注3)に事実の調査をさせることができる(入管法第19条の37)。

入管法第19条の37に定める事実の調査は、調査の対象が届出事項に限定されているなど、中長期在留者の個人情報保護の要請を踏まえつつ、出入国在留管理庁長官が中長期在留者の在留管理に必要な情報を、正確に把握するために必要な範囲で行使することができるものとなっている。

(注1) 「出入国在留管理庁電子届出システム」を利用するためには、利用者情報登録を行う必要があり、中長期在留者は、自身のインターネット環境において直接同電子届出システムから身分事項等を入力して登録を行うことにより、また、所属機関の職員等は、所属機関の所在地を管轄する地方出入国在留管理局等の窓口利用者情報登録の届出を行って登録することにより、同電子届出システムにログインするための認証ID及びパスワードを取得することができる。

(注2) 産業標準化法(昭和24年法律第185号)X0221の日本文字部分レパートリ(日本国内でよく使われる文字を指定した部分集合)及び法務省告示別表第一の漢字をいう。

(注3) 「その職員」には、入国審査官、入国警備官のほか法務事務官が含まれる。ただし、関係人に対し出頭を求め、質問をし、又は文書の提示を求めることができるのは、入国審査官及び入国警備官であり(入管法第19条の37第2項)、公務所又は公私の団体に照会して必要な報告を求めることができるのは、出入国在留管理庁長官、入国審査官及び入国警備官である(同条第3項)。

ウ 特別永住者証明書の有効期間の更新申請

特別永住者は、更新期間内（特別永住者証明書の有効期間満了日の2か月前（有効期間の満了の日が16歳の誕生日とされているときは、6か月前）から有効期間が満了する日までの間）に、居住地の市区町村の窓口において、出入国在留管理庁長官に対し、特別永住者証明書の有効期間更新申請を行う必要がある（入管特例法第12条）。

ただし、長期の病気療養や海外への長期出張等のやむを得ない理由により、更新期間内に特別永住者証明書の有効期間更新申請を行うことが困難な場合には、更新期間前においても、特別永住者証明書の有効期間更新申請を行うことができる。

エ 紛失等による特別永住者証明書の再交付申請

紛失、盗難、滅失その他の事由により特別永住者証明書の所持を失ったときは、その事実を知った日（本邦から出国している間にその事実を知った場合は、その後最初に入国した日）から14日以内に、居住地の市区町村の窓口で、出入国在留管理庁長官に対し、特別永住者証明書の再交付申請を行う必要がある（入管特例法第13条）。

オ 汚損等による特別永住者証明書の再交付申請

所持する特別永住者証明書が著しく毀損し、若しくは汚損し、又は特別永住者証明書のICチップの記録が毀損した場合には、居住地の市区町村の窓口で、出入国在留管理庁長官に対し、特別永住者証明書の再交付申請を行うことができる。

所持する特別永住者証明書が著しく毀損し、若しくは汚損し、又は特別永住者証明書のICチップの記録が毀損していることにより、出入国在留管理庁長官から特別永住者証明書の再交付申請命令を受けたときは、当該命令を受けた日から14日以内に、居住地の市区町村の窓口で、出入国在留管理庁長官に対し、特別永住者証明書の再交付申請を行う必要がある。

また、特別永住者証明書の交換を希望する場合には、特別永住者証明書が毀損等した場合でなくても再交付申請をすることができる（入管特例法第14条）。この手続により特別永住者証明書の交付を受けるときは、1,600円の手数料が必要となる。

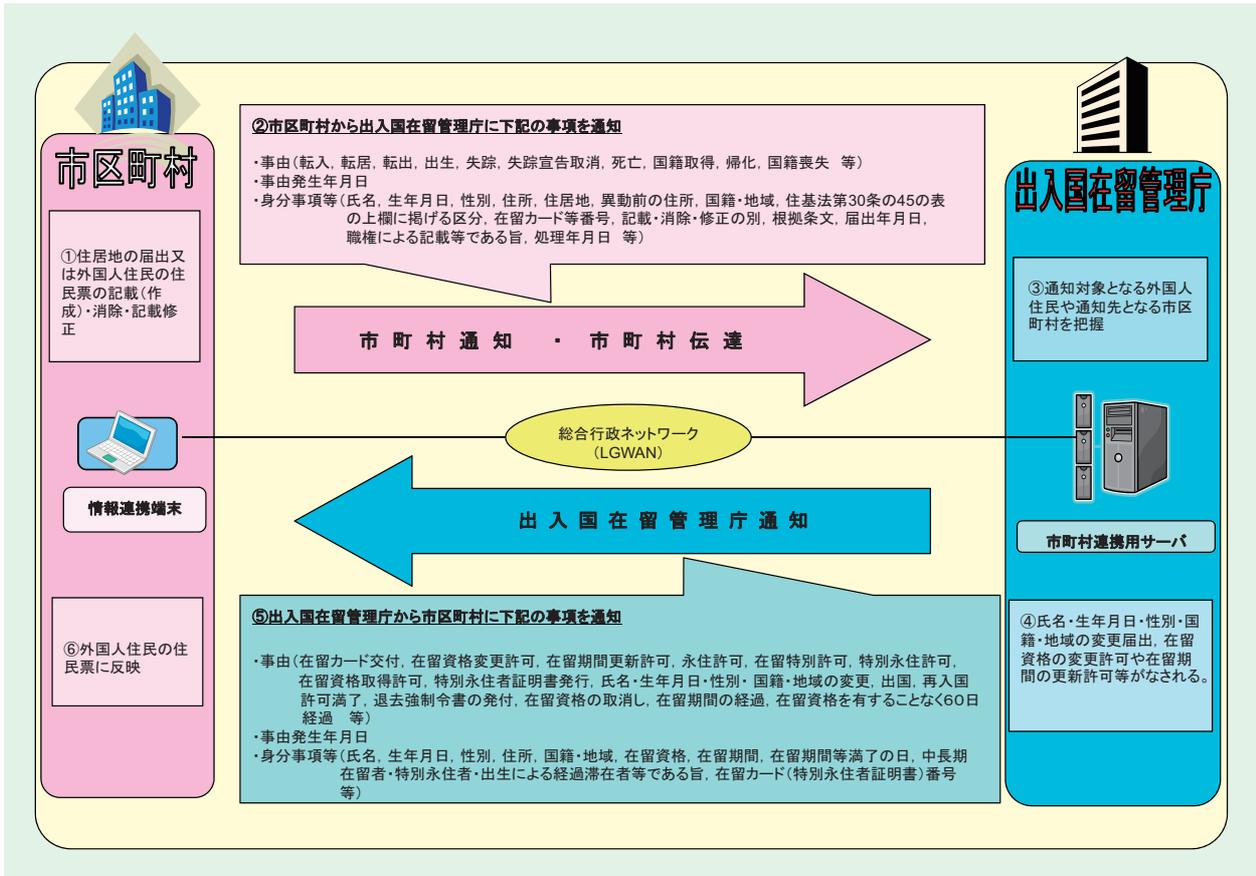
3 出入国在留管理庁と市区町村の情報連携

2012年7月9日に外国人登録法が廃止され、同日に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）が施行された。これにより、外国人住民についても住基法が適用され、日本人と同様に、住所地の市区町村において住民票が作成されることとなった。

出入国在留管理庁は公正な在留管理に必要な情報を継続的に把握するため、市区町村は住民基本台帳の記録の正確性の確保を図るため、それぞれが把握する情報のうち両者で共有すべきものについて、専用端末を介した情報連携を行っている。

具体的には、出入国在留管理庁においては、外国人住民について身分事項や在留資格等、所定の事項に変更があったこと又は誤りがあったことを知ったときは、遅滞なくその旨を当該外国人住民が記載されている住民基本台帳を備える市区町村長に通知し、市区町村においては、外国人住民に係る住民票の記載、消除、又は記載の修正を行ったときは、直ちにその旨を出入国在留管理庁長官に通知している（[図表87](#)）。

図表87 出入国在留管理庁と市区町村との情報連携



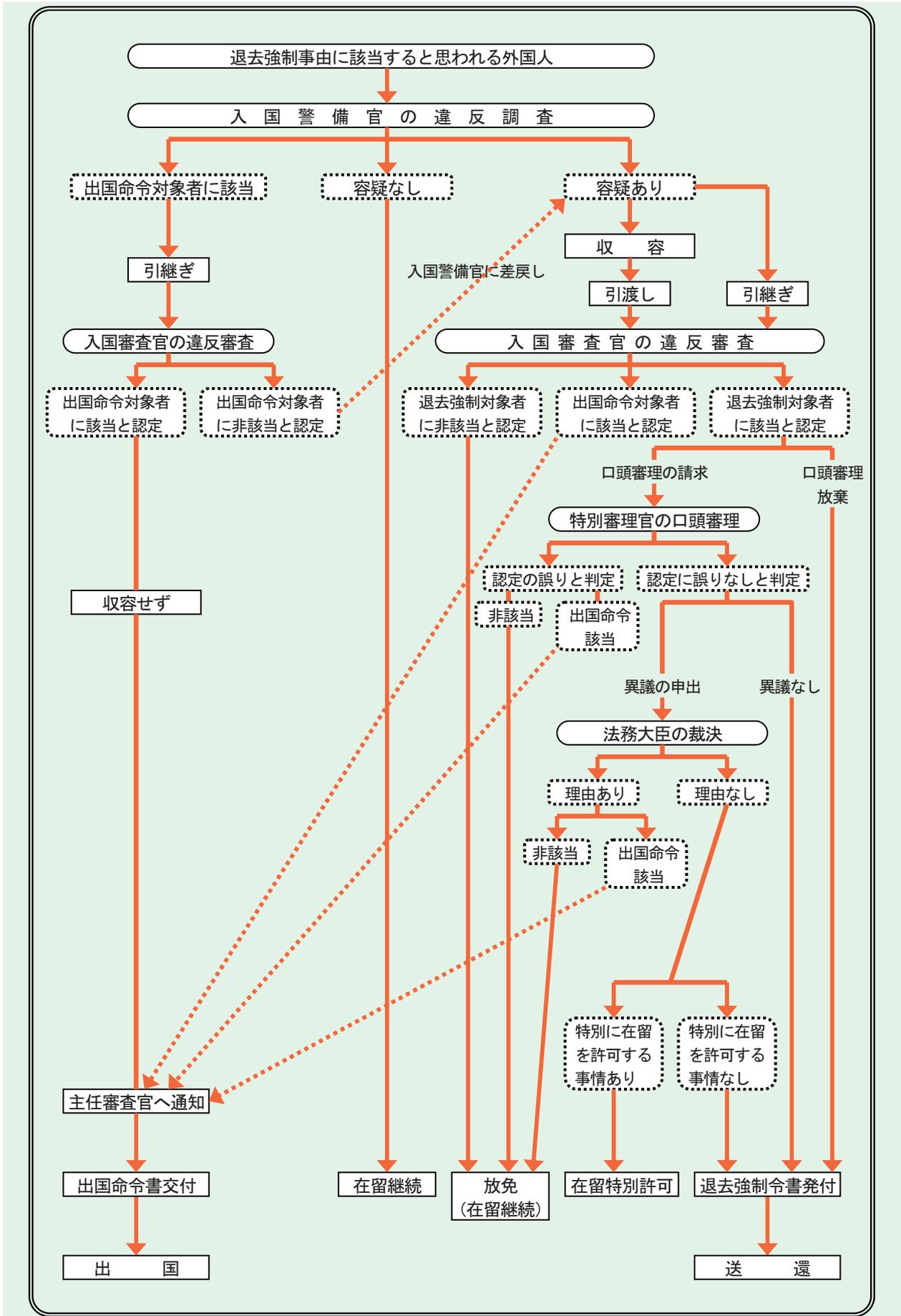
第5節 外国人の退去強制手続

出入国在留管理行政においては、外国人の円滑な受入れを推進する一方、我が国にとって好ましくない外国人については、国外に排除し、日本社会の安全を守り秩序を維持する必要がある。

退去強制は、我が国にとって好ましくない外国人を、その意に反しても国外に退去させるという強力な行政作用であり、国際慣習法上、国家の自由裁量に属するものであるところ、我が国においては、入管法に退去強制事由及び退去強制手続が規定されており、これに基づき実施している。

退去強制手続は、入国警備官による違反調査に始まり、入国審査官の違反審査、特別審理官の口頭審理及び異議の申出に対する法務大臣の裁決の三審制の仕組みを採っており、退去強制手続を執られている外国人が、自らの容疑事実を争い、あるいは在留を希望する場合などに十分に主張できるようにし、慎重な判断がなされるようになっている(図表88)。

図表88 退去強制手続及び出国命令手続の流れ



1 入国警備官の違反調査

違反調査は、退去強制手続の第一段階であり、入国警備官は、退去強制事由（入管法第24条各号）に該当すると思われる外国人（以下「容疑者」という。）があるときは、調査（違反調査）を行うことができ（入管法第27条）、その結果、同事由に該当すると疑うに足りる相当の理由があるときは、主任審査官^(注)が発付する収容令書により容疑者を収容した後、入国審査官に引き渡すこととなる（入管法第39条、第44条）。

2 入国審査官の違反審査・特別審理官の口頭審理

入国警備官から容疑者の身柄とともに事件の引渡しを受けた入国審査官は、当該容疑者が退去強制対象者に該当するかどうかの審査（違反審査）を行う（入管法第45条第1項）。入国審査官が退去強制対象者に該当すると認定した場合において、その認定に不服がある容疑者は、特別審理官による口頭審理を請求することができる（入管法第48条第1項）。さらに、特別審理官が前記の認定に誤りがないと判定した場合において、その判定に不服がある容疑者は、法務大臣に対して異議の申出をすることができる（入管法第49条第1項）。

3 法務大臣の裁決

法務大臣は、容疑者からの異議の申出を受理したときは、異議の申出に理由があるかどうかを裁決する（入管法第49条第3項）。

4 在留の許否

(1) 在留が許可されない場合（退去強制）

違反審査から法務大臣の裁決までの手続（違反審判）が行われた結果、次の場合、主任審査官により退去強制令書が発付される。

- ① 入国審査官による違反審査が行われた結果、入国審査官から退去強制対象者に該当すると認定され、当該外国人がこの認定に服したとき（入管法第45条第1項、第47条第5項）
- ② 退去強制対象者に該当すると認定された外国人が、認定を不服として特別審理官に口頭審理を請求し、口頭審理の結果、認定に誤りがないと判定され、当該外国人がこの判定に服したとき（入管法第48条第1項、第9項）
- ③ 口頭審理の結果に不服がある外国人が、法務大臣に対して異議の申出を行い、その結果、異議の申出が理由がないと裁決されたとき（入管法第49条第1項、第6項）

なお、違反審判手続において、退去強制事由に該当しないとされた場合には、当該外国人は直ちに放免され、また、退去強制事由には該当するが出国命令（後記本節5参照）の対象者であると判断された場合には、出国命令を受けた後、直ちに放免される。

(2) 法務大臣の裁決の特例（在留特別許可）

法務大臣は、異議の申出に対する裁決に当たり異議の申出が理由がないと認める場合でも、当該外国人が永住許可を受けているとき、かつて日本国民として本邦に本籍を有したことがあるとき、人身取引等により他人の支配下に置かれて本邦に在留するものであるとき又はその他法務大臣が特別に在留を許可すべき事情があると認めるときは、当該外国人の在留を特別に許

(注) 入国審査官のうち、出入国在留管理庁長官が上級の入国審査官から指定するものをいい、収容令書又は退去強制令書の発付、仮放免及びその取消し等の権限を有する。

可することができる（入管法第50条第1項、いわゆる「在留特別許可」）。

5 出国命令制度

出国命令制度は、入管法違反者のうち、一定の要件を満たす不法残留者^(注)について、身柄を収容しないまま簡易な手続により出国させる制度で、出国命令を受けて出国した外国人の上陸拒否期間は1年間とされている。

出国命令の対象者は、不法残留者であることが前提であり、加えて以下の全ての要件を満たしていることが必要である（入管法第24条の3）。

- ① 自ら出入国在留管理官署に出頭したものであること
- ② 不法残留以外の一定の退去強制事由に該当しないこと
- ③ 窃盗罪等の一定の罪により懲役又は禁錮に処せられたものではないこと
- ④ 過去に退去強制されたこと又は出国命令を受けて出国したことがないこと
- ⑤ 速やかに本邦から出国することが確実と見込まれること

第6節 難民の認定

1 難民条約等への加入

我が国は、1981年10月3日に難民条約に、次いで1982年1月1日に難民議定書に加入し、難民認定手続に係る必要な体制を整えてきた。

難民条約と難民議定書は、難民の定義を定めるとともに、難民に対して締約国が付与すべき諸権利・保護を定めている。

2 難民認定手続（図表89）

（1）難民の定義

我が国の難民認定手続において、「難民」とは、難民条約第1条又は難民議定書第1条の規定により難民条約の適用を受ける難民を意味する（入管法第2条第3号の2）。一般的には、人種、宗教、国籍、特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由として迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができないか又はそれを望まない者とされている。

（2）仮滞在許可

不法滞在者等の在留資格未取得外国人から難民認定申請があったときは、その者の法的地位の安定を図るため、一定の要件を満たす場合には仮滞在を許可することとし（入管法第61条の2の4第1項）、その間は退去強制手続が停止される（入管法第61条の2の6第2項）。

仮滞在期間は原則として6月であり（入管法施行規則第56条の2第2項）、仮滞在の期間が満了するまでに更新の申請をすれば、同期間は更新される（入管法第61条の2の4第4項）が、仮滞在許可には、住居や行動範囲の制限、就労の禁止など、種々の条件が付される（入管法第61条の2の4第3項、入管法施行規則第56条の2第3項）。

なお、仮滞在を許可されなかった在留資格未取得外国人については、難民認定手続と退去強制手続を並行して行うが、難民認定申請中は送還が停止される（入管法第61条の2の6第3項）。

（注） 「船舶観光上陸許可における帰船条件違反者」も含む。

(3) 事実の調査

難民であることを立証する責任は申請者にあるとされている（入管法第61条の2第1項）が、難民認定申請者は一般に、我が国においてその立証をすることが困難な場合が多いことを考慮しなければならない。そこで、申請者の提出した資料のみでは適正な難民の認定ができない場合には、難民調査官が事実の調査をすることとなっている（入管法第61条の2の14）。

(4) 法務大臣による難民の認定と認定の効果

法務大臣は、難民の認定をしたときは、その外国人に対し難民認定証明書を交付し、認定をしないときは、当該外国人に対し、理由を付した書面をもって、その旨を通知する（入管法第61条の2第2項）。

難民として認定された外国人が在留資格未取得外国人であるときは、本邦に上陸後6か月以内に難民認定申請をしたことなど一定の要件に適合する場合には、一律に「定住者」の在留資格が付与される（入管法第61条の2の2第1項）。当該外国人がこれらの要件を満たさない場合であっても、在留を特別に許可すべき事情があると認められる場合には、法務大臣は、在留を特別に許可することができる（入管法第61条の2の2第2項）。

難民と認定された外国人は、入管法上の効果として、難民旅行証明書の交付を受けることができ（入管法第61条の2の12）、永住許可要件の一部が緩和される（入管法第61条の2の11）。

3 審査請求（不服申立て）

(1) 審査請求

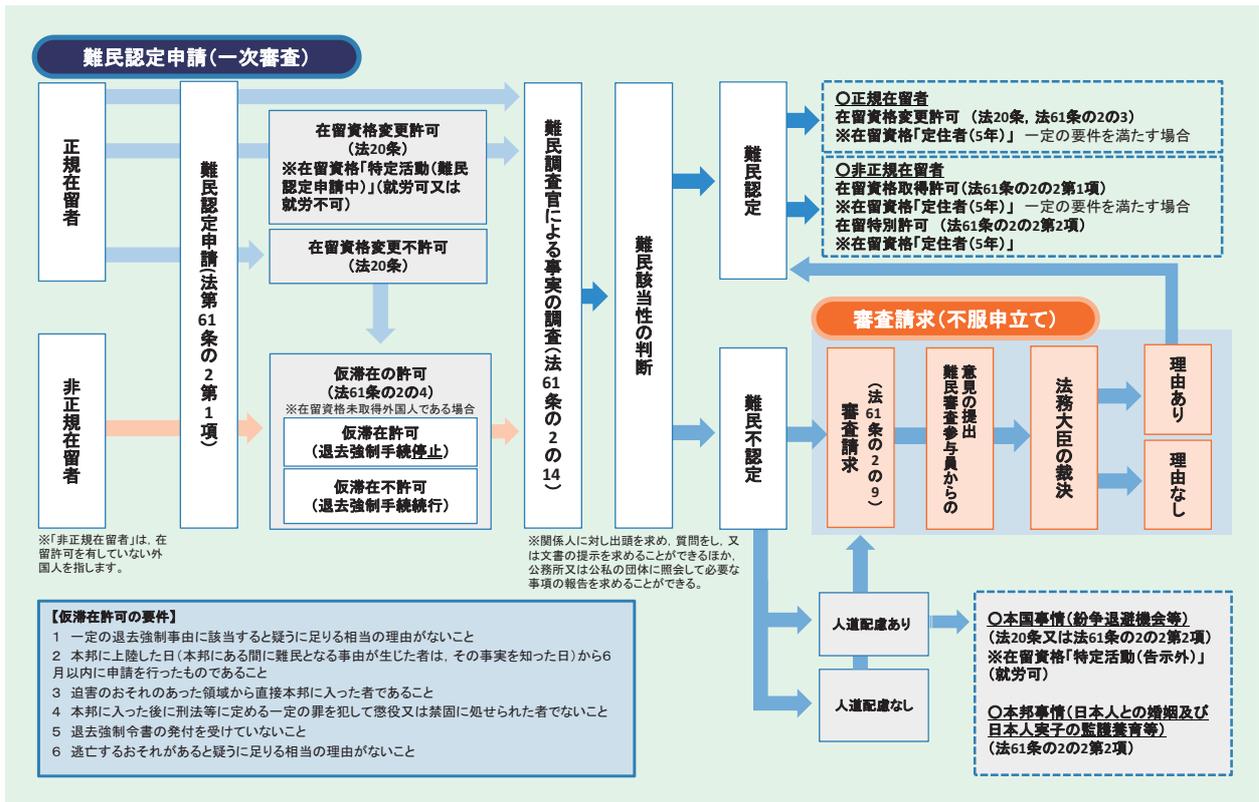
難民の認定をしない処分又は難民の認定の取消しに不服がある場合や、難民認定申請に対して何の処分もされないという不作為がある場合、法務大臣に対し審査請求をすることができる（入管法第61条の2の9第1項）。

法務大臣は、審査請求に対する裁決（判断）に当たっては、難民審査参与員の意見を聴かななければならないこととされている（同条第3項）。また、法務大臣は、審査請求を却下し又は棄却する裁決をする場合には、裁決に付する理由において、難民審査参与員の意見の要旨を明らかにしなければならないこととされている（同条第4項）。

(2) 難民審査参与員制度

難民審査参与員制度は、手続の公正性・中立性を高めるため、2005年5月に導入された。その後、2016年4月には、改正行政不服審査法の施行に伴い、難民審査参与員を同法に規定する審理員とみなして同法の規定を適用すること（入管法第61条の2の9第5項）、また、難民認定申請に係る不作為がある場合の審査請求の手続にも難民審査参与員制度を適用することとされた（同条第1項及び第3項）。難民審査参与員は、人格が高潔であって、難民の認定をしない処分等についての審査請求に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は国際情勢に関する学識経験を有する者の中から法務大臣が任命し（入管法第61条の2の10第2項）、任命に当たっては、UNHCR、日本弁護士連合会、NGO等からの推薦を受けるなどしている。難民審査参与員は、3人で1班を構成し、法務大臣から事件ごとに指名された3人の難民審査参与員が所定の審理手続を行い、法務大臣に意見書を提出する。

図表89 難民認定手続の概要



4 一時庇護のための上陸の許可

外国人の特例上陸許可の一つとして規定されている一時庇護のための上陸の許可（入管法第18条の2）は、船舶等に乗っている外国人が難民条約に規定する理由その他これに準ずる理由により、生命、身体、又は身体の自由を害されるおそれのある領域から逃れてきた者で、かつ、その外国人を一時的に上陸させることが相当であると思料するときに、入国審査官が許可するものである。上陸期間は、6か月を超えない範囲内で定める（入管法第18条の2第4項、入管法施行規則第18条第5項）。

資料編2 組織・体制の拡充

近年の出入国在留管理行政をめぐる状況の変化は著しく、業務の量的増加及び質的複雑化・困難化を反映して、組織・機構、人員等の整備・拡充が図られてきた。

2019年度末現在、出入国在留管理行政は、出入国在留管理庁を始めとする全国の出入国在留管理関係機関において5,432人の職員によって遂行されているが、出入国在留管理行政の抱える課題は多岐にわたっており、なお体制整備面での課題も少なくない。

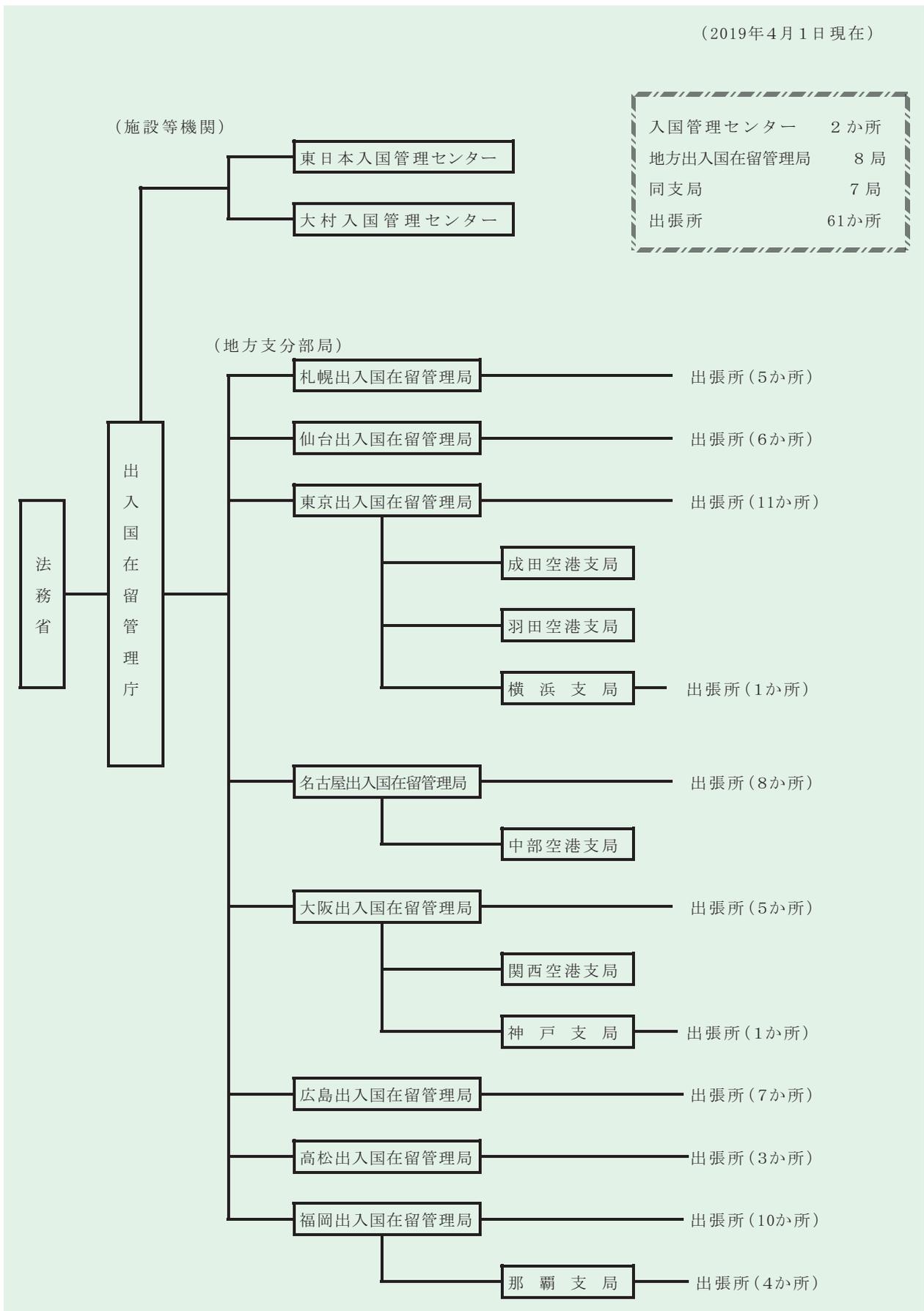
第1節 組織・機構

1 出入国在留管理官署の概要

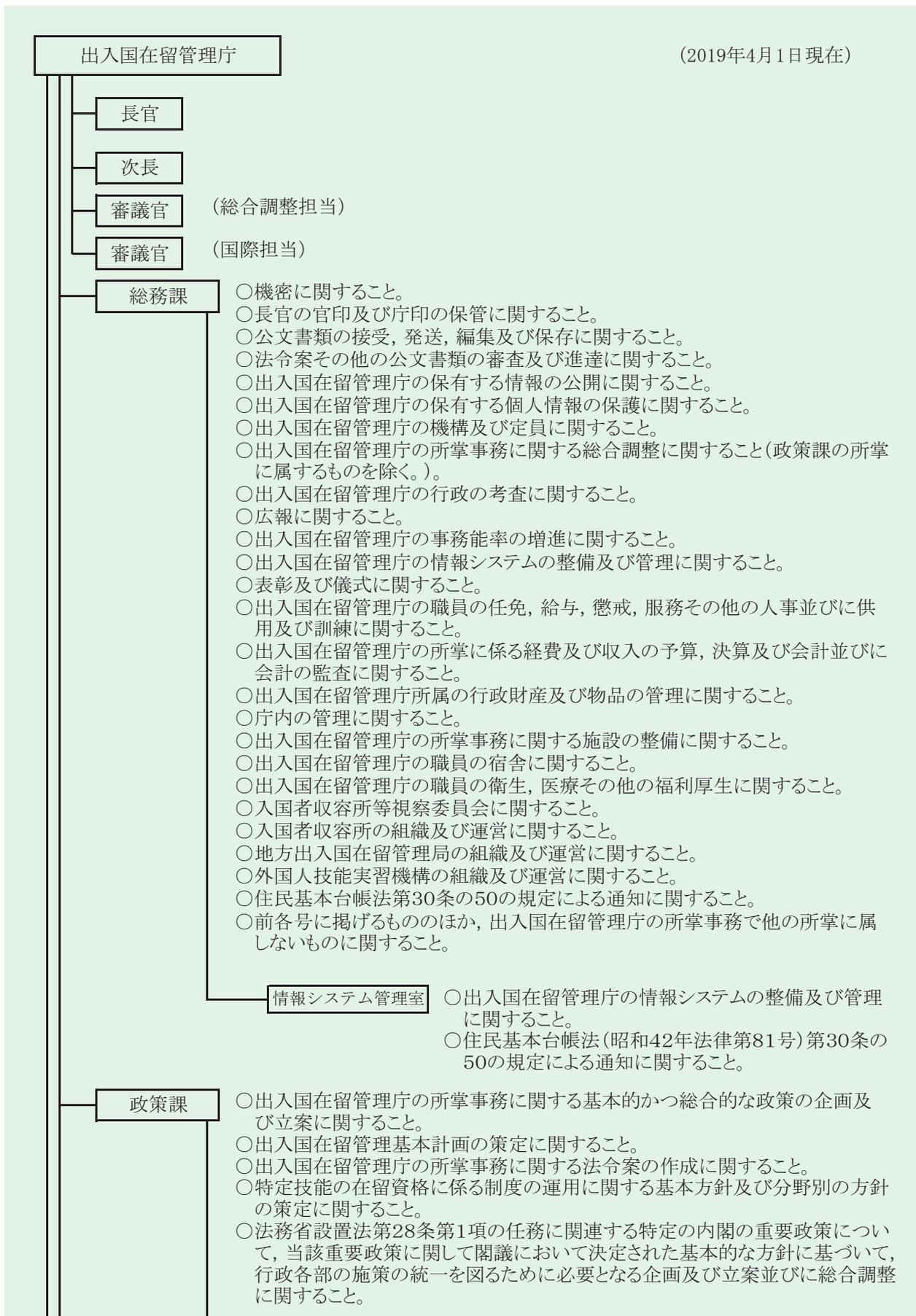
出入国在留管理業務を所掌する組織としては、法務省の外局として出入国在留管理庁が設置され、また、出入国在留管理庁の地方支分部局として、全国8つの地域ブロックごとに地方出入国在留管理局、その下に支局及び出張所（支局の出張所を含む。）が設置されている。また、出入国在留管理庁の施設等機関として入国者収容所が設置されており、それぞれ法令に基づいて、出入国審査、在留審査、退去強制手続、難民の認定、外国人の受入れ環境整備に関する総合調整といった出入国在留管理行政関係の様々な業務を行っている。

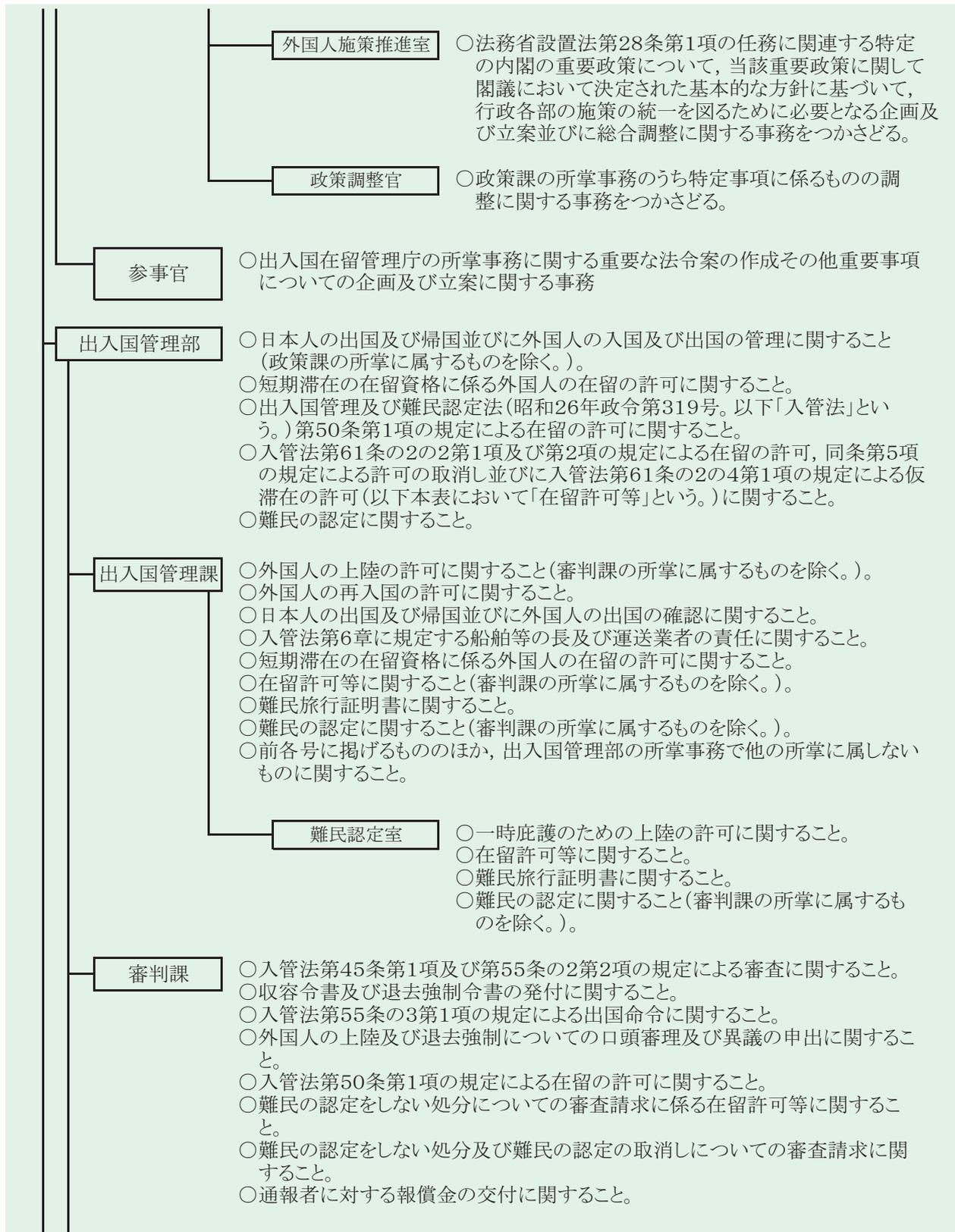
これら、出入国在留管理庁、地方出入国在留管理局、支局、出張所及び入国者収容所を総称して「出入国在留管理官署」という（[図表90](#)、[91](#)）。

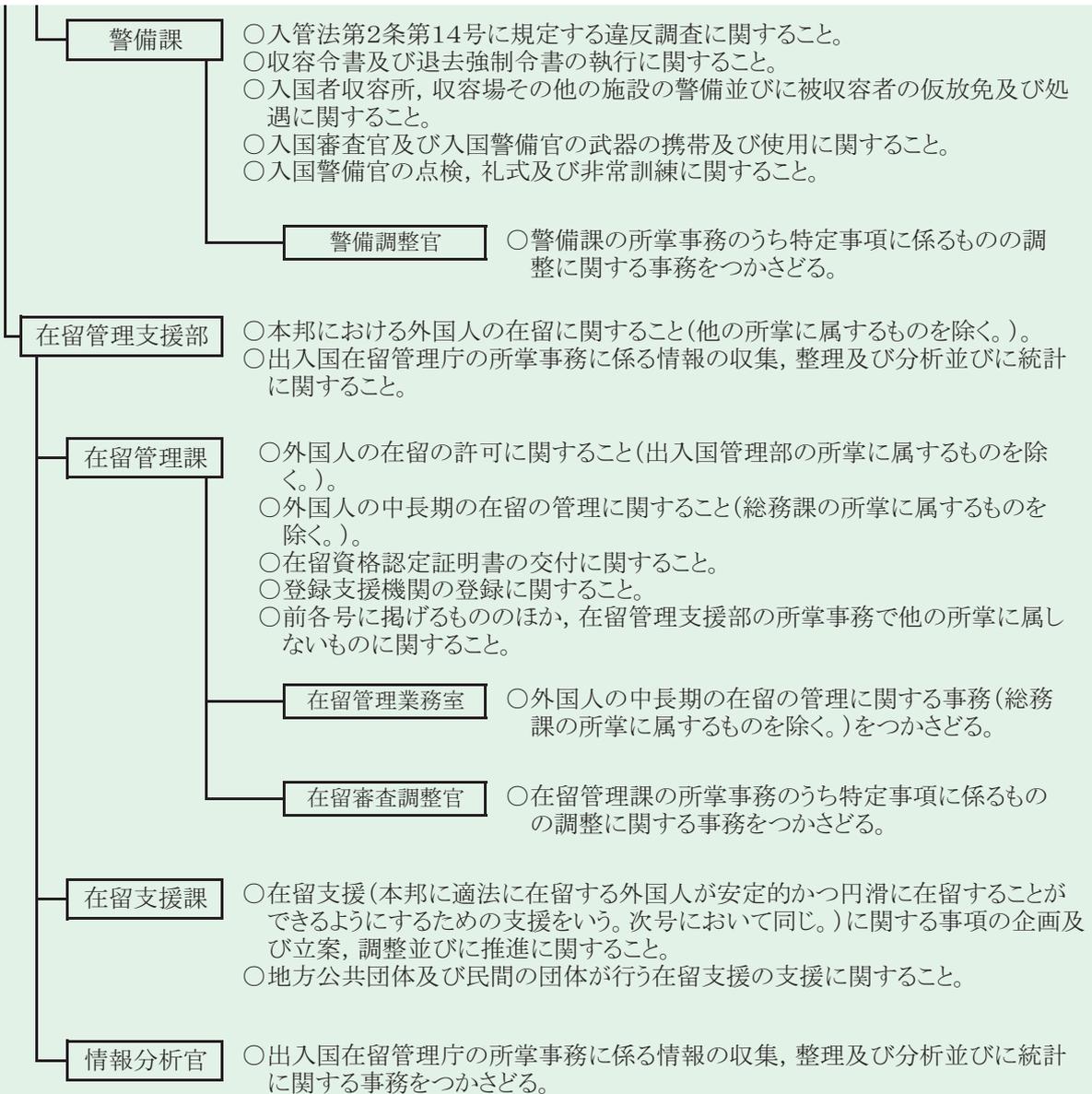
図表90 出入国在留管理庁組織表



図表91 出入国在留管理庁所管事項







(注) 上記のほか、課付及び部付が配置されている。

2 出入国在留管理官署の組織の見直し

2019年度の組織の拡充については、出入国在留管理庁の設置に伴う体制整備として、本庁に長官、次長、審議官2名を置くほか、出入国管理部と在留管理支援部の二部を設置するなど、抜本的な組織体制の強化が図られた。

厳格かつ円滑な出入国審査体制の整備としては、東京出入国在留管理局羽田空港支局及び名古屋出入国在留管理局中部空港支局に首席審査官及び統括審査官を増配置したほか、大阪出入国在留管理局関西空港支局、札幌出入国在留管理局千歳苫小牧出張所、福岡出入国在留管理局那覇支局那覇空港出張所、福岡出入国在留管理局に統括審査官を増配置した。

在留審査体制の整備としては、新たな在留資格の創設等に伴って、東京出入国在留管理局、名古屋出入国在留管理局、大阪出入国在留管理局、広島出入国在留管理局、福岡出入国在留管理局に首席審査官及び統括審査官を増配置したほか、札幌出入国在留管理局、仙台出入国在留管理局、高松出入国在留管理局、東京出入国在留管理局横浜支局及び大阪出入国在留管理局神戸支局に統括審査官を増配置した。

安全・安心な社会の実現に向けた体制整備としては、札幌出入国在留管理局、仙台出入国在留管理局、東京出入国在留管理局、名古屋出入国在留管理局、広島出入国在留管理局、高松出入国在留管理局、福岡出入国在留管理局、東京出入国在留管理局横浜支局及び大阪出入国在留管理局神戸支局に、事実の調査を担当する統括入国警備官を増配置した。また、被収容者への診療機会の充実のため、東京出入国在留管理局に医師1人を増配置した。

さらに、外国人材の受入れ環境整備に向けた体制を整備するため、各地方出入国在留管理局、東京出入国在留管理局横浜支局、大阪出入国在留管理局神戸支局及び福岡出入国在留管理局那覇支局に受入環境調整担当の統括審査官を増配置した。

なお、地方出入国在留管理局の出張所（支局の出張所を含む。）については、元来、外航船舶の乗員・乗客の出入国審査を目的として設置された歴史的事情を背景に、その大半が全国の海港区域内に立地していたが、国際間の主たる輸送手段が船舶から航空機に移ったことに伴い、空港における出入国審査が主となったほか、長期間我が国に在留する外国人が増加したことにより、これら行政のニーズの変化に応えるため、海港に設置されている出張所の整理・統廃合を進めるとともに、国際線が数多く就航している地方空港や、都道府県庁所在地その他主要都市に出張所を設置するなど、出張所の再配置に努めてきた（図表92）。

その結果、入国管理事務所から地方入国管理局に組織改編した1981年4月1日当時全国に103か所設置されていた出張所は2019年4月1日現在で61か所となり、都道府県ごとに最低1か所の地方出入国在留管理官署を設ける一方、1981年当時から約4割を縮減するに至っている。

これらの出張所については、各種の許可申請・届出等のために訪れる外国人の利便を図ることのみならず、不法滞在事案及び偽装滞在事案の情報収集に当たり警察等地元関係機関との密接な連携が必要であるところ、我が国に中長期間在留する外国人を受け入れる地方公共団体又は関係機関との連携といった観点も踏まえ、今後とも、出入国審査、在留審査及び入管法違反者に係る情報収集等の円滑かつ適正な業務処理が可能となるよう、より総合的な体制が整った出張所の形態を目指し、合理的かつ効率的な組織体制の整備を引き続き図っていく必要がある。

図表92 地方出入国在留管理局の出張所の整理統廃合状況（実績）

(2019年4月1日現在)

区分 年度	廃止		設置	
	名称	所在地	名称	所在地
2000	尼崎港出張所 呉港出張所 唐津港出張所 伊万里港出張所	尼崎市 呉市 唐津市 伊万里市	佐賀出張所	佐賀市
2001	横須賀港出張所 鹿児島空港出張所 清水港出張所 田子の浦港出張所	横須賀市 始良郡溝辺町 清水市 富士市	静岡出張所	静岡市
2002	岩国港出張所 八代港出張所 日立港出張所 鹿島港出張所	岩国市 八代市 日立市 鹿島郡神栖町	甲府出張所 岐阜出張所 大津出張所 水戸出張所	甲府市 岐阜市 大津市 水戸市
2003	東京港出張所 渋谷出張所 室蘭港出張所 宮古港出張所 大船渡港出張所 石巻港出張所 佐世保港出張所 那覇港出張所	江東区 渋谷区 室蘭市 宮古市 大船渡市 石巻市 佐世保市 那覇市	新宿出張所 盛岡出張所	新宿区 盛岡市
2004	青森港出張所 八戸港出張所 横浜港出張所 名古屋港出張所 名古屋空港出張所 堺港出張所 神戸港出張所 水島港出張所 志布志出張所	青森市 八戸市 横浜市 名古屋市 西春日井郡豊山町 堺市 神戸市 倉敷市 曾於郡志布志町	青森出張所	青森市
2005	直江津港出張所	上越市		
2007	大阪港出張所 天王寺出張所	大阪市 大阪市	東部出張所	江戸川区
2010	羽田空港出張所	大田区		
2014	小樽港出張所	小樽市	旭川出張所	旭川市

第2節 職員



出入国在留管理庁職員

1 出入国在留管理庁職員

入国者収容所及び地方出入国在留管理局には、出入国在留管理業務に従事する職員として、入国審査官、入国警備官が配置されているほか、一般行政事務を行う職員である法務事務官及び医師等の法務技官が配置されている。

入国審査官は、①上陸及び退去強制についての審査及び口頭審理、②難民認定及び在留資格諸申請等に関する事実の調査、③特定技能所属機関に関する立入検査等、④収容令書又は退去強制令書の発付、⑤仮放免を行うほか、外国人の受入れ環境整備に関する事務や法務大臣の補助機関として、在留資格審査等を行っている。

入国警備官は、①入国、上陸及び在留に関する違反事件の調査、②収容令書又は退去強制令書を執行するため、その執行を受ける者の収容、護送、送還、③入国者収容所、収容場における被収容者の処遇及び施設の警備、④中長期在留者に関する情報の継続的な把握のための事実の調査、⑤特定技能所属機関に関する立入検査等を行っているところ、「国家公務員法」においては「警察職員」の規定が適用されており、危険な業務に従事することも多いことから、「一般職の職員の給与に関する法律」において公安職職員となっている。

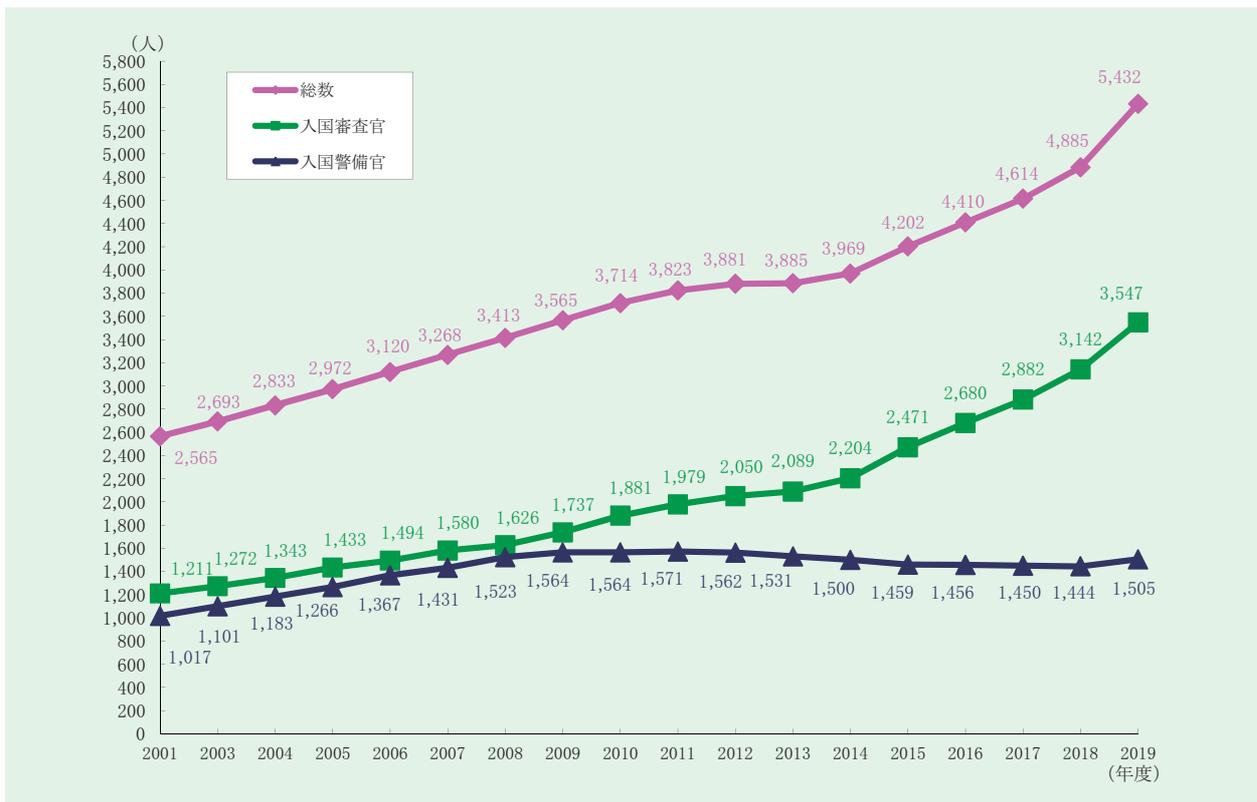
入国警備官には、摘発等の部隊組織で行動する際の指揮命令系統を明らかにするため、7つの階級（上位から警備監、警備長、警備士長、警備士、警備士補、警守長、警守）が設けられている。

また、入国審査官及び入国警備官は、個々の職員が独立した出入国在留管理業務の専門家としての業務を行うことから、「専門官制」が導入されている。業務処理に必要な法律知識に加えて、バランスのとれた国際感覚、外国人の多様な風俗、習慣、宗教及び人権に配慮した柔軟な対応が求められている。

2 増員

出入国在留管理庁関係の職員数は、2019年度は5,432人で、5年前の2014年度の3,969人と比べ約37%、1,463人増加している。しかし、この間も業務件数は高水準で推移しており、観光立国の推進とテロ行為・不法入国防止のための入国審査の円滑化と厳格化の両立、巧妙化する偽変造文書への対策、入国後の外国人に係る在留管理の強化、外国人犯罪の温床とも指摘されている不法滞在者の摘発強化と確実な送還、正規滞在者を装う偽装滞在者への対策、更には難民認定申請案件のより一層の適正かつ迅速な審査など業務内容も複雑・困難の度合いが増している。加えて2019年4月から外国人の受入れ環境整備に関する業務も行うこととなった。このような状況に的確かつ迅速に対処し、国民の行政ニーズに応えていくためには、更なる増員が望まれる（[図表93](#)）。

図表93 出入国在留管理官署職員定員の推移



(人)

年度	区分	本省事務官	地方入国管理官署				小計	総数
			事務官	審査官	警備官	その他		
1985		169	155	703	658	55	1,571	1,740
1990		166	154	777	673	46	1,650	1,816
1995		163	165	1,152	869	38	2,224	2,387
2001		156	155	1,211	1,017	26	2,409	2,565
2002		154	146	1,268	1,070	25	2,509	2,663
2003		152	144	1,272	1,101	24	2,541	2,693
2004		142	142	1,343	1,183	23	2,691	2,833
2005		131	122	1,433	1,266	20	2,841	2,972
2006		129	122	1,494	1,367	8	2,991	3,120
2007		128	121	1,580	1,431	8	3,140	3,268
2008		127	129	1,626	1,523	8	3,286	3,413
2009		126	130	1,737	1,564	8	3,439	3,565
2010		126	135	1,881	1,564	8	3,588	3,714
2011		126	139	1,979	1,571	8	3,697	3,823
2012		126	135	2,050	1,562	8	3,755	3,881
2013		126	131	2,089	1,531	8	3,759	3,885
2014		126	131	2,204	1,500	8	3,843	3,969
2015		140	124	2,471	1,459	8	4,062	4,202
2016		140	126	2,680	1,456	8	4,270	4,410
2017		140	134	2,882	1,450	8	4,474	4,614
2018		139	152	3,142	1,444	8	4,746	4,885

※ 2018年度以前の本省事務官については、官房審議官を含んでいない。

年度	区分	出入国在留管理庁					小計	総数
		本庁	地方出入国在留管理官署					
			事務官	事務官	審査官	警備官		
2019		211	161	3,547	1,505	8	5,221	5,432

2015年6月に閣議決定された「『日本再興戦略』改訂2015」において、「訪日外国人旅行者『2,000万人時代』への万全の備えを速やかに進め、その早期実現を目指す」とされ、査証緩和措置など観光立国の実現に向けた政府による様々な取組が推進された結果、2015年の外国人入国者数は約1,969万人にまで急増したところ、2016年3月に決定された「明日の日本を支える観光ビジョン」（明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）においては、訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年には6,000万人とする新たな目標が掲げられ、2018年の訪日外国人旅行者数は約3,119万人と、前年に比べ約250万人（8.7%）増加し、過去最高を更新している。

そのような状況の中、2018年度においては、本邦の主要空港である成田空港、羽田空港、中部空港、関西空港、新千歳空港、福岡空港及び那覇空港における出入国審査要員、厳格かつ迅速な上陸審査を行うためのセカンダリ審査要員、地方空海港やクルーズ船乗客に対応する出入国審査要員などを始め計271人の入国審査官及び、退去強制手続業務の充実強化のため32人の入国警備官のほか、障害者雇用推進のため法務事務官15人が増員措置されている。

2019年度においては、前年度に引き続き、本邦の主要空港である成田空港、羽田空港、中部空港、関西空港、新千歳空港、福岡空港及び那覇空港における出入国審査要員、厳格かつ迅速な上陸審査を行うためのセカンダリ審査要員、地方空海港やクルーズ船乗客に対応する出入国審査要員などを始めとして計266人の入国審査官が増員措置された。

また、新たな外国人材受入れに伴う出入国在留管理庁設置要員として319人（法務事務官70人、入国審査官153人、入国警備官96人）が、障害者雇用推進のため法務事務官10人が増員等により措置された。

3 研修

近年、我が国に出入国する外国人は増加傾向にあり、また、在留の態様も多岐にわたっていることから、業務量の増大のみならず、入国審査官・入国警備官が日々執り行う業務の内容も複雑・困難化している。このような状況に対処するためには、出入国在留管理庁関係職員の資質・能力の向上が必要不可欠であり、これら職員を対象とした研修の充実・強化に取り組んでいるところ、従来の出入国管理及び在留管理に関する実務に精通した職員の育成を図り、新たな業務である外国人との共生社会の実現に向けた受入れ環境整備のための施策を総合的に企画・立案できる人材を育成していく必要がある。

法務省の研究・研修機関である法務総合研究所によって実施される初任者、中堅職員、管理者等を対象とした体系的な研修に労働関係法令に関する講義を盛り込んでいくなど、充実を図っていくことに加えて、職員の専門知識を向上させるために、専門知識を有する職員のみならず外部の専門家を講師に招くなどして、偽変造文書鑑識従事者研修、入国・在留審査事務従事者研修、難民認定事務従事者研修、指紋鑑識研修、人権関係、メンタルヘルス関係の研修等各種の研修を実施している。

また、出入国在留管理庁の業務は主として外国人を対象としていることから、職員に対する英語等の語学研修を語学専門学校等に委託し、業務に必要な語学能力の向上を図っている。



研修風景



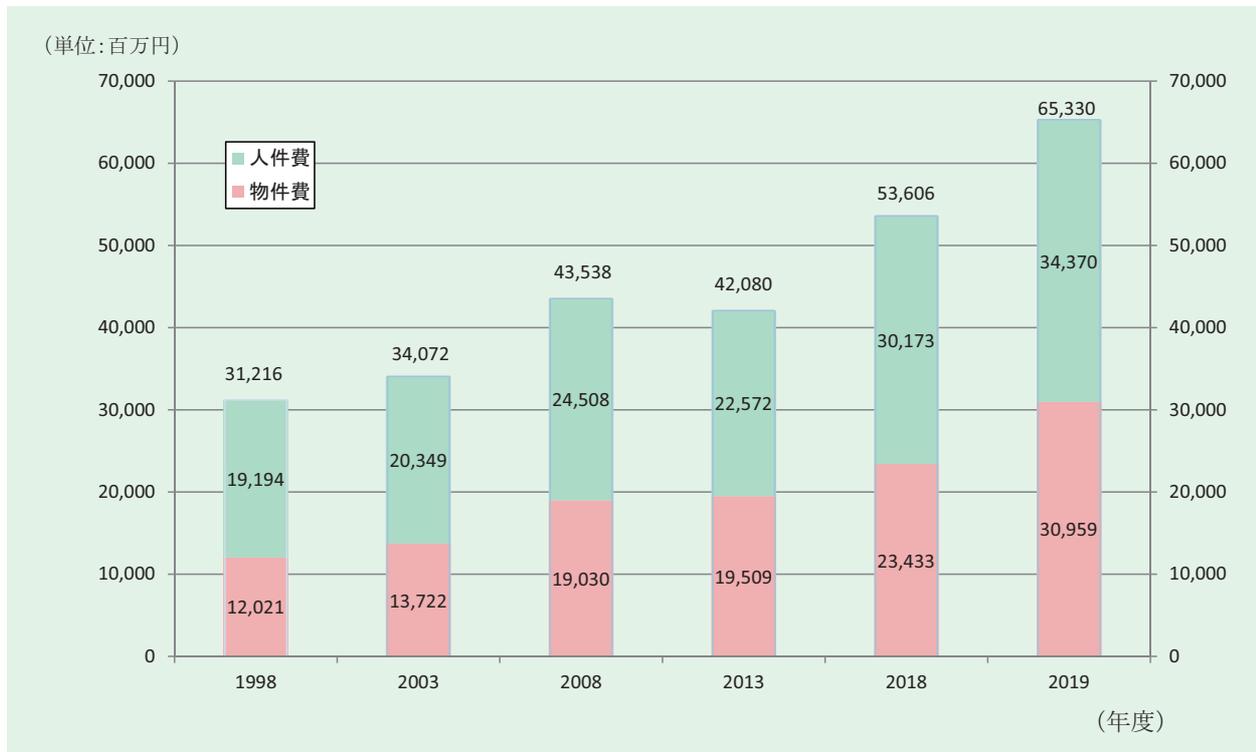
入国警備官点検風景

資料編3 予算等

第1節 予算

出入国在留管理行政の予算の推移は、**図表94**のとおりであり、近年の厳しい行財政事情の中、2019年度予算は、出入国在留管理庁が推進する各種施策の実施に必要な経費が計上されている。出入国在留管理庁では、引き続き効率的な予算執行に努め、行政コストの縮減を図ることとしている。

図表94 予算額の推移



(注1) 予算額は当初予算額である。

(注2) 百万円単位で四捨五入している関係から、一部整合しない場合がある。

(注3) 国際観光旅客税充当事業(2018年度:1,200百万円, 2019年度:7,063百万円)を含む。

第2節 施設

2019年3月31日現在、全国に8か所ある地方入国管理局(当時)^(注)は、法務単独庁舎(東京、名古屋、大阪)、法務総合庁舎(仙台、広島、高松、福岡)及び行政合同庁舎(札幌)にそれぞれ入居している。また、支局及び出張所は、法務単独庁舎(横浜)、法務総合庁舎、港湾合同庁舎、行政合同庁舎、空港ターミナルビルのほか、民間又は公有の施設に入居している。

さらに、全国に2か所ある入国者収容所は、法務単独庁舎(大村)及び法務総合庁舎(東日本)として整備している。

(注) 2019年4月1日以降、「地方入国管理局」は「地方出入国在留管理局」へ名称変更

資料編4 出入国在留管理関係訴訟

第1節 概況

出入国在留管理庁に係る行政訴訟等（以下「出入国在留管理関係訴訟」という。）は、我が国に不法滞在する外国人に対して発付された退去強制令書発付処分の取消しを求める訴訟や難民不認定処分の取消しを求める訴訟がその大半を占めている。2018年において訴訟が提起され、新規に受理された件数は、本案事件について見ると、231件（前年274件）であった（図表95）。

適正で充実した手続の下での迅速な裁判を目指す司法制度改革、特に、行政訴訟について、2005年4月1日に、国民の権利利益のより実効的な救済手続を整備することを目的とした「行政事件訴訟法の一部を改正する法律」が施行され、出訴期間等の情報提供（教示）制度の新設、出訴期間の延長、取消訴訟等における被告適格の簡明化等の改正がなされたこと等を背景として、新規受理件数は高水準で推移し、2013年まで顕著な増加傾向にあったが、近年は減少傾向にある。

また、近時の出入国在留管理関係訴訟では、従来の、退去強制令書発付処分の取消しを求める訴訟や難民不認定処分の取消しを求める訴訟に加えて、在留特別許可の義務付け、仮放免許可の仮の義務付け、収容令書発付処分やその執行の差止め又は仮の差止め等新たな形での訴えの提起もなされており、その背景には、「行政事件訴訟法の一部を改正する法律」により、義務付け訴訟、差止め訴訟の法定、本案判決前における仮の救済制度の整備が行われ、積極的にそれらの種類の訴訟制度が活用されているという事情を指摘することができる。

図表95 出入国在留管理関係訴訟（本案事件）受理・終了件数の推移（2018年末現在）

(件)

区分		年	2014	2015	2016	2017	2018
行政事件	退去強制手続関係 取消請求・無効確認等		274	282	205	196	167
	在留審査関係不許可処分 取消請求・無効確認等		18	17	15	19	17
	在留資格認定証明書不交付処分 取消請求・無効確認等		6	0	1	1	1
	難民認定手続関係 取消請求・無効確認等		35	61	50	51	30
	その他		0	6	3	2	5
	(小計)		333	366	274	269	220
民事事件		2	4	3	3	11	
人身保護請求事件		0	0	0	2	0	
受理件数(総数)		335	370	277	274	231	
終了件数		380	392	344	320	306	

第2節 主な裁判例

裁判例1 【難民不認定処分の取消判決確定後に再度難民不認定処分がされた外国人について、難民認定の義務付けを認容する判決がされた事例】

…我が国の入管法における「難民」とは、難民条約1条の規定又は難民議定書1条の規定により難民条約の適用を受ける難民をいうところ（入管法2条3号の2）、難民条約1条A（2）及び難民議定書1条の各規定においては、締約国における難民認定手続を要件とすることなく、難民条約1条A（2）所定の実体的要件を満たせば難民条約を適用する旨を定めているのであって、我が国において難民条約上の「難民」とされるためには法務大臣による所定の手続に基づく難民認定を経る必要がある旨の控訴人の主張は、入管法の明文の規定と整合しないものである。したがって、我が国の法制度において、難民に該当することを理由に、難民不認定処分の取消判決が確定している外国人は、法務大臣による難民認定を要件とすることなく、上記処分時において難民条約の適用を受ける難民であることが公権的に確認されていることとなり、法務大臣もこれに拘束されるのであるから、その後の事情の変更を理由として法務大臣が難民の認定をしない旨の処分をしようとする場合には、終止条項の規定により難民条約の適用が終止するか否かを判断する必要がある。そして、終止条項の適用に当たり法務大臣による難民認定が要件とならないことは、①終止条項が、加盟国における難民認定を要件としないことの明らかな難民の積極的要件（難民条約1条A）や消極的要件（難民条約1条DからFまで）と共に、難民条約1条に規定されていること、②終止条項の柱書の「Aの規定に該当する者についてのこの条約の適用は…終止する。」、(5)の「難民であると認められる根拠となった事由が消滅したため、…」の各規定は、終止条項の適用対象につき、難民条約1条A（2）所定の要件に該当する者、過去のある時点において難民該当性を基礎付ける事実が存在した者と定めており、加盟国において難民認定を受けた者としていないことから裏付けられている。難民条約における終止条項の適用対象として加盟国における難民認定を受けたことを要件としないことは、他の加盟国においても同様に解されているものと考えられる。

…スリランカでは、平成27年（2015年）を含む最近の拷問の事例についても情報が寄せられており、帰国したタミル人が空港到着時に拘束されたとの報告もあることなどから、現時点（2018年10月15日）までのスリランカにおける政治情勢やLTTE元関係者らの一般的処遇における改善等を考慮したとしても、スリランカ政府当局等からLTTEの協力者であるとの疑いを持たれている具体的な可能性がある被控訴人について、根本的、安定的かつ永続的に、迫害を受けるおそれが消滅したことが客観的にかつ立証可能な方法で確かめられたとはいえず、その他本件全証拠を勘案しても、被控訴人について終止条項該当性を認めることはできない。したがって、被控訴人は現時点においても難民条約上の難民に該当し、法務大臣が難民認定をすべきであることが入管法61条の2の規定から明らかであると認められるから、被控訴人の請求のうち難民認定の義務付けを求める部分も理由がある。

【平成30年12月5日東京高等裁判所判決】

裁判例2 【仮の仮放免許可の義務付けが認められないとされた事例】

…退去強制令書の執行による収容に伴い、被収容者が、収容所等の外に移動することが許されないという身体の自由の制約その他一定の不利益を受けるとしても、入管法61条の7第1項～第5項及び同条の7第6項に基づいて定められた被収容者処遇規則において保安上支障がない範囲内においてできる限りの自由が与えられ、健康面に対する適当な措置も講じられるなど、その不利益が必要以上のものとならないように制度上配慮されていることに照らせば、入管法所定の収容制度の下で身体の自由の制限に伴い想定されている範囲の不利益を超えた特別の損害が生ずるといった特段の事情が存する場合を除いて、退去強制令書の執行による上記行政目的

の達成の必要性を一時的に犠牲にしてもなお仮放免により被收容者を救済しなければならない緊急の必要があるものとは認められないというべきである。

申立人は、身体拘束自体が重大な自由の制約であるとか2年を超える拘束が申立人の人生の相当な期間について自由を奪うこととなり、回復困難な損害である旨主張するが、上記身体拘束は入管法所定の收容制度の下で想定される不利益というべきであって、一件記録によっても、未だ上記特段の事情が存するとはいえない。

【平成30年3月19日水戸地方裁判所決定】

裁判例3【在留特別許可を認めなかった判断に違法はないとされた事例】

原告母は、平成23年4月以後は鳥根県に居住していた夫であったA（引用者注：日本人男性）の元を訪れることはなく、かつ、遅くとも同年6月頃からは東京都東村山市でB（引用者注：外国人男性）と同居を開始したものであったところ、…遅くとも平成24年7月9日までには、原告母とAとの間で相互に協力、扶助する関係は失われており、原告母は、日本人の配偶者の身分を有する者としての活動を行っていなかったというべきであるから、原告母が、同日から継続して6月を超えて本邦に在留していたことは、在留資格の取消事由に該当するものであって、これに係る原告母の在留態様は在留資格制度の趣旨に反するものであったというべきである。

…原告母に係る本件裁決の時点において、原告母とC（引用者注：日本人男性）の婚姻期間（同居期間も同じ。）は3か月弱にすぎず、これに交際期間を加えても合計期間は半年余りにとどまっており、…原告とCの婚姻関係は、原告母の本邦での不法残留という違法状態の下に形成されたものである上に、上記認定のとおり、Cは、原告母が本邦に不法残留していることを認識した上で原告母と婚姻したものであることからすれば、本邦における原告母とCの婚姻生活は、保護すべき必要性が高いものとは認め難い。

原告子は、原告子に係る本件裁決時19歳であったものの、本邦の中学校の夜間学級に入学したばかりであり、稼働経験もチラシ配布のアルバイトを約1か月した経験があるにとどまっていた上、一人で生活をした経験も有していなかった。…仮に原告母がフィリピンへ送還され原告子が本邦に1人で在留することになった場合、すぐに働くのか又は誰かに援助してもらうのかとの問いに対して、B及びCがそれぞれサポートすると言ってくれている旨、それぞれ供述しており、今後の生活についていずれもBやCの援助を前提とした抽象的な考えを述べるにとどまっていることからすれば、原告子に係る本件裁決時において、原告子に、第三者による物心両面にわたる適切な援助なく自立して安定した生活を営む能力及び意欲又は覚悟があったと認めることはできず、原告子は、いまだ第三者による物心両面にわたる適切な援助なしに生活していくことは困難であったといわざるを得ない。

Cにとって原告子は、配偶者である原告母の子（連れ子）にすぎず、原告母がフィリピンに送還された場合に、引き続き同居するなどして原告子を援助する意思を持つことは必ずしも容易ではないと考えられるところ、…Cにとって、飽くまでも自身の好意の対象は原告母であって、原告子は原告母との婚姻に伴って生じたいわば負担であり、原告子のみが本邦に在留することとなったときに、原告子に対して親身になって物心両面での適切な援助をする積極的な意思を有しているとはまはうかがわれない。

その他、本件全証拠によっても、原告子に係る本件裁決時において、原告母がフィリピンに送還された場合に、本邦に在留する原告子に対して適切な援助をすることができる者の存在はうかがわれない。

以上のとおり、…原告母が本邦に在留することができない場合であっても本邦において生活を続けることを希望している原告子の意向が、原告子に対する在留特別許可の許否の判断に当たり格別有利に考慮されなかったとしても、当該判断が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くということとはできない。

【平成30年12月7日東京地方裁判所判決】

裁判例 4 【平成 8 年 7 月 30 日付け法務省管在第 2665 号「日本人の実子を扶養する外国人親の取扱いについて（通達）」という「日本人の実子」の解釈について】

平成 8 年通達は、「標記（引用者注：日本人の実子を扶養する外国人親の取扱い）については、地方入国管理局長が諸般の事情を考慮して「定住者」と認めることが相当と判断した場合には本省に進達し、本省で個々に許否の判断を行い、許可されたときに限り当該外国人親の在留を認めてきたところですが、日本人の実子としての身分関係を有する未成年者が我が国で安定した生活を営めるようにするために、その扶養者たる外国人親の在留についても、なお一層の配慮が必要と考えられます。ついては、扶養者たる外国人親から在留資格の変更許可申請があったときは、下記のとおり取り扱うこととされたく、通達します。」と記載され、記書きとして、「未成年かつ未婚の日本人の実子（注 1）を扶養するため本邦在留を希望する外国人親については、その親子関係、当該外国人が当該実子の親権者であること、現に相当期間当該実子を監護養育していること（注 2）が確認できれば、地方入国管理局（支局を含む。以下同じ。）限りで「定住者」（1 年）への在留資格の変更を許可して差し支えない。ただし、実子が本邦外で生育した場合（本邦で出生し本邦外で生育した場合を含む。）、外国人親が「短期滞在」の在留資格で入国・在留している場合、実子の監護養育の実績が認められない場合等、地方入国管理局限りで許否の判断が困難な場合には、本省に進達する。」と規定している。そして、「日本人の実子」について、注書きの 1 で「日本人の実子とは、嫡出・非嫡出を問わず、子の出生時点においてその父又は母が日本国籍を有しているものをいう。実子の日本国籍の有無を問わない。日本国籍を有しない非嫡出子については、日本人父から認知されていることが必要である。」と規定している。

平成 8 年通達の記載内容等からすれば、平成 8 年通達の趣旨は、日本人と外国人との間の婚外出生子が増加していること等の状況を踏まえ、これら日本人の実子が外国人親とともに本邦で安定した生活を営めるようにするため、未成年かつ未婚の日本人の実子を監護養育する外国人親について、法務大臣が特別な理由を考慮し「定住者」の在留資格により在留資格を認めることとしたものであると解される。

平成 8 年通達の趣旨が、上記のとおり、日本人と外国人との間の婚外出生子が増加していること等の状況を踏まえ、これら日本人の実子が外国人親とともに本邦で安定した生活を営めるようにするためにあること、同通達において、「日本人の実子」につき、「子の出生時点においてその父又は母が日本国籍を有しているものをいう。実子の日本国籍の有無を問わない。」と規定し、文言上も、日本人と法律的な親子関係にあることを要件とせず、日本国籍を有する者の子として出生したことを要件として定めていると理解できることなどからすれば、同通達でいう「日本人の実子」とは、日本人と血縁関係（生物学的親子関係）が認められる者をいうと解すべきである。

この点、原告は、国籍法 2 条 3 号及び同法 12 条からすれば、同法は血統主義を絶対視しているわけではなく、平成 8 年通達の「日本人の実子」とは、日本人と法律上の実子の関係にあれば足りると主張する。

しかし、平成 8 年通達は、日本人の実子が外国人親とともに本邦で安定した生活を営めるようにするため、一定の要件を満たした者について、「定住者」の在留資格により在留を認めることとしたものであり、国籍法に規定する日本国籍の要件に基づいてその要件を定めているわけではないから、国籍法が血統主義の例外を定めているとしても、それによって平成 8 年通達の解釈が左右されるものではない。

…原告は、A（引用者注：原告の子）と B（引用者注：日本人男性）との間に血縁関係がないことを認識しつつ、A が日本国籍を喪失するのは相当ではないと考え、B に対し、嫡出否認の手続をせず、嫡出承認をするように依頼し、B も A との血縁関係がないことを知りながら嫡出の承認をしているところ、原告は、殊更、B をして嫡出承認をさせたものであって、このことは、我が国の国籍制度や出入国管理制度を軽視するものであるとして、人道上の理由その他特別な事情の有無を判断する上で、消極事由として考慮されたとしても不合理ではない。そうすると、原告が相当期間本邦に在留しており、本邦に一定の定着性があることを踏まえても、原告に関して、

人道上の理由その他特別な事情を認めることはできない。

【平成30年11月30日東京地方裁判所判決】

資料編5 統計

(1) 主な在留資格ごとの国籍・地域別新規入国者数・中長期在留者数の推移

1-1 「高度専門職」の在留資格による国籍・地域別新規入国者数の推移

(人)

国籍・地域	年	2014	2015	2016	2017	2018					
総	数		136	229	302	531					
中	国		14	25	65	124					
米	国		31	56	60	102					
イ	ン	ド		18	22	14	39				
韓	国		8	10	21	38					
英	国		9	18	15	30					
フ	ラ	ン	ス		7	16	27	29			
台	湾		3	13	17	23					
オ	ー	ス	ト	ラ	リ	ア		4	13	8	20
ブ	ラ	ジ	ル		2	5	1	14			
カ	ナ	ダ		3	5	8	12				
そ	の	他		37	46	66	100				

(注1) 2015年4月1日から「高度専門職1号イ、ロ、ハ」及び「高度専門職2号」が新設された。

(注2) 「高度専門職」は、在留資格「高度専門職1号イ、ロ、ハ」及び「高度専門職2号」を合算した数である。

1-2 「高度専門職」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者数の推移

(人)

国籍・地域	年	2014	2015	2016	2017	2018					
総	数		1,508	3,739	7,668	11,061					
中	国		971	2,426	5,142	7,258					
イ	ン	ド		81	195	334	500				
米	国		78	194	331	469					
韓	国		56	140	277	442					
台	湾		37	113	290	422					
ベ	ト	ナ	ム		20	55	168	287			
フ	ラ	ン	ス		31	75	146	212			
英	国		25	64	112	165					
オ	ー	ス	ト	ラ	リ	ア		16	40	58	89
カ	ナ	ダ		13	24	54	80				
そ	の	他		180	413	756	1,137				

(注1) 各年末現在の数である（以下の中長期在留者数に係る表も同じ。）。

(注2) 「中国」は、台湾のうち既に国籍・地域欄に「台湾」の記載のある在留カード又は特別永住者証明書の交付を受けた者を除いた数である（以下の中長期在留者数に係る表も同じ。）。

2-1 「経営・管理」の在留資格による国籍・地域別新規入国者数の推移

(人)

国籍・地域	年	2014	2015	2016	2017	2018						
総	数	984	1,352	2,091	1,660	1,790						
中	国	419	701	1,242	921	985						
韓	国	165	148	199	155	180						
米	国	94	82	92	97	107						
台	湾	53	57	78	65	54						
フ	ラ	ン	ス		25	41	40	43	35			
ス	リ	ラ	ン	カ		10	14	45	38	36		
オ	ー	ス	ト	ラ	リ	ア		22	28	34	33	29
英	国		26	35	28	28	33					
パ	キ	ス	タ	ン		18	35	43	27	45		
ド	イ	ツ		20	16	26	27	29				
そ	の	他		132	195	264	226	257				

(注) 法改正により、2015年4月1日以降、「投資・経営」から「経営・管理」の在留資格に改められている。

2-2 「経営・管理」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者数の推移

(人)

国籍・地域	年	2014	2015	2016	2017	2018
総	数	15,184	18,109	21,877	24,033	25,670
中	国	6,394	8,690	11,229	12,447	13,397
韓	国	2,910	2,928	3,039	3,095	3,104
ネ	パ	682	865	1,133	1,392	1,531
バ	キ	808	904	1,025	1,109	1,200
ス	リ	391	469	672	839	1,014
台	湾	571	636	762	818	826
米	国	648	650	664	679	706
イ	ン	300	320	355	392	396
ベ	ト	44	78	160	265	376
バ	ン	206	224	272	296	307
そ	の	2,230	2,345	2,566	2,701	2,813

3-1 「技術・人文知識・国際業務」の在留資格による国籍・地域別新規入国者数の推移

(人)

国籍・地域	年	2014	2015	2016	2017	2018
総	数	14,270	17,690	20,940	25,063	34,182
ベ	ト	1,314	2,212	2,839	4,529	8,623
中	国	3,759	4,524	5,016	5,492	6,785
韓	国	1,231	1,780	2,487	3,160	3,833
イ	ン	1,655	1,525	1,696	1,918	2,489
台	湾	559	768	1,016	1,416	1,979
米	国	1,346	1,382	1,510	1,632	1,717
フ	ィ	778	939	1,170	1,168	1,573
ミ	ャ	206	239	316	445	679
英	国	503	511	507	619	605
イ	ン	167	298	333	383	564
そ	の	2,752	3,512	4,050	4,301	5,335

(注1) 法改正により、2015年4月1日以降、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に改められている。

(注2) 2014年は、「技術」と「人文知識・国際業務」を合算した数である。

3-2 「技術・人文知識・国際業務」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者数の推移

(人)

国籍・地域	年	2014	2015	2016	2017	2018
総	数	122,794	137,706	161,124	189,273	225,724
中	国	55,447	60,504	68,274	75,010	81,736
ベ	ト	5,875	8,784	13,570	22,045	34,752
韓	国	15,429	16,669	18,936	21,603	24,602
台	湾	4,242	5,536	7,204	9,210	11,587
米	国	7,468	7,661	8,110	8,626	9,124
ネ	パ	1,484	2,046	3,278	5,426	8,541
イ	ン	5,027	5,302	5,940	6,556	7,753
フ	ィ	3,454	4,149	5,016	5,924	7,083
英	国	2,982	3,013	3,183	3,397	3,532
ス	リ	1,683	1,997	2,374	2,806	3,491
そ	の	19,703	22,045	25,239	28,670	33,523

4-1 「企業内転勤」の在留資格による国籍・地域別新規入国者数の推移

(人)

国籍・地域	年	2014	2015	2016	2017	2018
総	数	7,209	7,202	7,652	8,665	9,478
中	国	2,433	2,404	2,448	2,665	2,662
フ	ィ	698	714	899	1,081	1,357
タ	イ	361	421	519	675	795
ベ	ト	399	484	555	576	736
イ	ン	760	677	579	681	728
韓	国	514	536	631	713	587
イ	ン	208	194	204	283	393
米	国	411	321	304	321	350
台	湾	199	201	244	260	304
マ	レ	82	85	101	231	251
そ	の	1,144	1,165	1,168	1,179	1,315

4-2 「企業内転勤」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者数の推移

(人)

国籍・地域	年	2014	2015	2016	2017	2018
総	数	15,378	15,465	15,772	16,486	17,328
中	国	5,593	5,615	5,741	5,807	5,797
フ	イ	1,132	1,143	1,123	1,287	1,634
リ	ピ					
ン						
韓	国	1,624	1,612	1,597	1,689	1,557
イ	ン	1,365	1,301	1,208	1,252	1,300
ド						
ベ	ト	515	656	841	909	1,082
ナ	ム					
タ	イ	524	574	669	842	913
米	国	883	771	707	697	691
台	湾	526	532	596	574	597
イ	ン	339	295	298	392	575
ド	ネ					
ネ	シ	389	451	432	406	393
シ	ア					
ア						
ド	イ	389	451	432	406	393
イ	ツ					
ツ						
そ	の	2,488	2,515	2,560	2,631	2,789
他						

5-1 「興行」の在留資格による国籍・地域別新規入国者数の推移

(人)

国籍・地域	年	2014	2015	2016	2017	2018
総	数	35,253	37,155	39,057	39,929	42,703
韓	国	5,893	6,251	7,221	7,116	8,510
米	国	6,498	5,791	6,155	6,306	6,069
フ	イ	3,149	3,306	3,961	4,259	5,245
リ	ピ					
ン						
英	国	2,920	3,354	2,998	3,192	3,344
ド	イ	1,333	1,522	1,657	1,695	1,785
イ	タ	1,348	1,095	1,395	1,483	1,622
ラ	リ					
ラ	ア	1,381	1,210	1,589	1,236	1,561
シ	ス					
ア		1,519	1,806	1,503	1,724	1,521
中	国	1,070	1,246	1,036	1,162	1,058
ス	ベ	768	1,044	988	911	1,009
イ	ン					
ン						
そ	の	9,374	10,530	10,554	10,845	10,979
他						

5-2 「興行」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者数の推移

(人)

国籍・地域	年	2014	2015	2016	2017	2018
総	数	1,967	1,869	2,187	2,094	2,389
フ	イ	436	388	548	494	650
リ	ピ					
ン		374	344	369	375	382
米	国	262	224	199	254	219
韓	国	114	116	121	126	154
ブ	ラ					
ラ	ジ	114	116	121	126	154
ル						
中	国	126	123	125	101	111
オ	ー	82	77	106	70	109
ス	ト					
ト	ラ	82	77	106	70	109
ラ	リ					
リ	ア	82	77	106	70	109
ア						
タ	イ	51	59	82	89	83
ロ	シ	44	47	47	38	75
シ	ア					
ア		44	47	47	38	75
英	国	57	45	47	50	72
カ	ナ	52	34	57	33	44
ナ	ダ					
ダ		52	34	57	33	44
そ	の	369	412	486	464	490
他						

6-1 「技能」の在留資格による国籍・地域別新規入国者数の推移

(人)

国籍・地域	年	2014	2015	2016	2017	2018
総	数	2,360	6,421	6,404	3,692	3,551
中	国	311	312	491	770	1,099
イ	ン	317	450	573	486	605
ド						
ネ	パ	927	3,065	2,806	738	338
パ	ー					
ナ	ル	927	3,065	2,806	738	338
ル						
ベ	ト	55	46	100	134	207
ト	ナ					
ナ	ム	55	46	100	134	207
ム						
タ	イ	171	168	143	161	136
英	国	44	62	87	115	133
オ	ー	72	81	71	110	104
ス	ト					
ト	ラ	72	81	71	110	104
ラ	リ					
リ	ア	72	81	71	110	104
ア						
フ	イ	64	96	122	134	99
リ	ピ					
ピ	ン	64	96	122	134	99
ン						
ニ	ュ	21	27	50	46	66
ュ	ー					
ー	ジ	21	27	50	46	66
ジ	ー					
ー	ラ	21	27	50	46	66
ラ	ン					
ン						
パ	キ	21	29	39	51	66
キ	ス					
ス	タ	21	29	39	51	66
タ	ン					
ン						
そ	の	357	2,085	1,922	947	698
他						

6-2 「技能」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者数の推移

(人)

国籍・地域	年	2014	2015	2016	2017	2018
総	数	33,374	37,202	39,756	39,177	39,915
中	国	17,240	16,174	15,606	15,537	15,922
ネ	パ	7,412	10,134	12,480	12,706	12,547
イ	ン	3,926	4,222	4,621	4,867	5,237
タ	イ	1,117	1,133	1,191	1,258	1,271
韓	国	1,092	1,019	966	895	838
フ	ィ	376	445	516	603	661
ベ	ト	212	238	307	403	537
バ	ン	235	256	299	319	339
パ	キ	164	175	200	232	271
ス	リ	155	171	184	203	211
そ	の	1,445	3,235	3,386	2,154	2,081

7-1 「技能実習1号」の在留資格による国籍・地域別新規入国者数の推移

(人)

国籍・地域	年	2014	2015	2016	2017	2018
総	数	82,516	96,987	106,118	127,671	144,195
ベ	ト	19,489	32,652	43,774	58,690	72,582
中	国	43,971	38,327	32,895	34,072	33,640
イ	ン	5,888	7,289	8,050	9,581	12,233
フ	ィ	6,997	9,918	10,741	12,923	12,060
タ	イ	3,210	3,658	4,126	4,449	4,579
ミ	ャ	659	1,769	2,403	3,233	3,723
カ	ン	1,125	2,104	2,759	2,978	3,316
モ	ン	277	321	408	613	790
ス	リ	100	136	136	217	272
ラ	オ	127	131	177	176	197
そ	の	673	682	649	739	803

(注) 「技能実習1号」は、「技能実習1号イ」及び「技能実習1号ロ」を合算した数である。

7-2 「技能実習1号」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者数の推移

(人)

国籍・地域	年	2014	2015	2016	2017	2018
総	数	77,516	91,885	102,585	124,072	143,377
ベ	ト	19,434	32,399	43,868	58,793	74,150
中	国	40,974	35,490	30,999	32,095	32,178
イ	ン	5,631	6,994	7,890	9,520	12,162
フ	ィ	6,413	9,375	10,165	12,320	11,793
タ	イ	2,613	3,078	3,664	3,927	4,303
ミ	ャ	579	1,585	2,336	3,091	3,682
カ	ン	1,042	2,045	2,610	2,827	3,270
モ	ン	273	314	392	612	805
ス	リ	91	128	129	184	260
ラ	オ	137	130	175	175	186
そ	の	329	347	357	528	588

8 「技能実習2号」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者数の推移

(人)

国籍・地域	年	2014	2015	2016	2017	2018
総	数	90,110	100,770	126,003	150,153	177,585
ベ	ト	14,605	25,182	44,343	64,762	86,155
中	国	59,119	53,596	49,858	45,472	44,331
フ	ィ	6,308	8,365	12,509	15,489	17,798
イ	ン	6,591	8,313	10,835	12,374	14,144
タ	イ	2,310	3,006	3,615	4,503	5,122
ミ	ャ	52	393	1,624	3,053	4,635
カ	ン	376	1,061	2,255	3,353	3,969
モ	ン	243	310	382	487	661
ラ	オ	156	191	219	254	284
ス	リ	92	95	136	157	212
そ	の	258	258	227	249	274

(注) 「技能実習2号」は、「技能実習2号イ」及び「技能実習2号ロ」を合算した数である。

9 「技能実習3号」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者の推移

(人)

国籍・地域	年	2014	2015	2016	2017	2018
総	数				8	7,398
ベ	トナム				8	4,194
中	国				0	1,297
フ	ィリピン				0	730
イ	ンドネシア				0	608
タ	イ				0	214
カ	ンボジア				0	185
ミ	ャンマー				0	115
モ	ンゴル				0	18
ス	リランカ				0	15
ラ	オス				0	10
そ	の他				0	12

(注1) 2017年11月1日から「技能実習3号イ及びロ」が新設された。

(注2) 「技能実習3号」は、「技能実習3号イ」及び「技能実習3号ロ」を合算した数である。

10-1 「留学」の在留資格による国籍・地域別新規入国者数の推移

(人)

国籍・地域	年	2014	2015	2016	2017	2018
総	数	82,460	99,556	108,146	123,232	124,269
中	国	28,566	32,830	38,662	41,656	42,151
ベ	トナム	14,862	23,018	22,268	24,893	26,125
韓	国	5,066	5,706	6,482	7,326	8,231
ネ	パール	8,013	6,712	5,728	8,474	7,614
台	湾	3,930	4,768	5,091	5,470	5,646
米	国	2,807	3,061	3,100	3,422	3,483
イ	ンドネシア	1,655	2,243	2,434	2,850	2,935
タ	イ	1,963	2,127	2,176	2,164	2,084
ミ	ャンマー	984	1,785	1,893	2,270	2,058
ス	リランカ	1,039	1,636	2,958	3,688	2,039
そ	の他	13,575	15,670	17,354	21,019	21,903

10-2 「留学」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者数の推移

(人)

国籍・地域	年	2014	2015	2016	2017	2018
総	数	214,525	246,679	277,331	311,505	337,000
中	国	105,557	108,331	115,278	124,292	132,411
ベ	トナム	32,804	49,809	62,422	72,268	81,009
ネ	パール	15,697	20,278	22,967	27,101	28,987
韓	国	15,765	15,405	15,438	15,912	17,056
台	湾	7,528	8,709	9,537	10,237	10,603
ス	リランカ	1,981	3,219	5,597	8,273	8,701
イ	ンドネシア	3,797	4,768	5,607	6,492	7,213
ミ	ャンマー	2,363	3,473	4,553	5,753	6,369
タ	イ	3,818	4,190	4,376	4,551	4,355
バ	ングラデシュ	1,309	1,912	2,548	3,467	3,948
そ	の他	23,906	26,585	29,008	33,159	36,348

11-1 「研修」の在留資格による国籍・地域別新規入国者数の推移

(人)

国籍・地域	年	2014	2015	2016	2017	2018
総	数	16,162	15,702	15,740	16,393	13,389
イ	ンドネシア	1,256	1,148	1,376	1,239	990
タ	イ	1,109	942	910	835	888
イ	ンド	574	537	522	797	869
ベ	トナム	1,358	964	1,034	1,069	814
ミ	ャンマー	883	786	868	954	749
中	国	1,025	964	699	699	654
フ	ィリピン	740	603	548	494	598
マ	レーシア	442	408	461	419	470
モ	ンゴル	325	360	343	486	338
カ	ンボジア	402	442	371	354	319
そ	の他	8,048	8,548	8,608	9,047	6,700

11-2 「研修」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者数の推移

(人)

国籍・地域	年	2014	2015	2016	2017	2018
総	数	1,427	1,521	1,379	1,460	1,443
タ	イ	232	271	183	192	251
ベ	ム	217	197	197	247	226
イ	ア	120	138	169	175	204
中	国	253	257	232	209	191
フ	ン	123	115	106	99	129
イ	ド	68	62	33	92	87
ミ	ー	61	31	43	52	45
ブ	ル	28	23	33	28	24
台	湾	21	25	23	26	24
韓	国	25	24	24	24	21
そ	の他	279	378	336	316	241

12-1 「特定活動」の在留資格による国籍・地域別新規入国者数の推移

(人)

国籍・地域	年	2014	2015	2016	2017	2018
総	数	10,661	14,980	18,210	22,444	27,752
台	湾	1,870	3,986	4,691	5,290	5,552
韓	国	3,003	2,687	3,134	3,867	5,150
中	国	623	1,513	2,174	2,851	3,052
ベ	ム	148	525	670	1,394	2,536
フ	ン	273	710	951	915	1,911
フ	ス	860	1,015	1,099	1,290	1,394
オ	ア	826	1,028	1,093	1,192	1,374
イ	ア	253	429	726	1,058	1,299
英	国	735	901	897	908	1,035
ド	ッ	492	574	704	785	873
そ	の他	1,578	1,612	2,071	2,894	3,576

12-2 「特定活動」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者数の推移

(人)

国籍・地域	年	2014	2015	2016	2017	2018
総	数	28,001	37,175	47,039	64,776	62,956
中	国	6,624	8,230	9,539	10,947	10,389
フ	ン	1,956	2,542	4,269	8,547	8,574
ベ	ム	432	1,254	2,428	5,627	4,897
韓	国	3,256	3,051	3,333	3,961	4,892
台	湾	1,826	3,767	4,345	4,600	4,782
イ	ア	912	1,905	3,559	5,171	4,151
ネ	ル	1,947	3,223	4,171	5,005	4,078
ス	カ	678	808	1,281	3,254	3,177
ミ	ー	1,078	1,455	1,694	2,244	2,070
ト	コ	1,371	1,707	1,961	2,443	1,971
そ	の他	7,921	9,233	10,459	12,977	13,975

13 「永住者」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者数の推移

(人)

国籍・地域	年	2014	2015	2016	2017	2018
総	数	677,019	700,500	727,111	749,191	771,568
中	国	215,155	225,605	238,438	248,873	260,963
フ	ン	115,857	120,390	124,477	127,396	129,707
ブ	ル	111,077	109,361	110,932	112,876	112,934
韓	国	65,019	66,326	68,033	69,391	71,094
ベ	ー	33,496	33,594	33,803	33,891	33,789
台	湾	16,870	20,245	20,659	21,044	21,601
タ	イ	18,273	18,831	19,327	19,719	20,142
米	国	15,503	15,970	16,422	16,922	17,580
ベ	ム	12,813	13,539	14,271	14,913	16,043
イ	ア	5,351	5,641	5,949	6,200	6,438
そ	の他	67,605	70,998	74,800	77,966	81,277

14-1 「日本人の配偶者等」の在留資格による国籍・地域別新規入国者数の推移

(人)

国籍・地域	年	2014	2015	2016	2017	2018
総	数	9,114	9,591	10,188	9,998	10,466
ブ	ラ	946	1,523	2,308	2,134	2,490
中	国	2,665	2,456	2,412	2,216	2,025
フ	ィ	2,118	2,050	1,926	1,938	1,825
タ	イ	589	573	523	602	636
ベ	ト	278	336	385	454	522
米	国	450	453	483	434	508
韓	国	335	361	359	343	398
台	湾	156	169	180	201	215
イ	ン	119	130	136	162	155
英	国	113	121	121	116	143
そ	の	1,345	1,419	1,355	1,398	1,549
他						

14-2 「日本人の配偶者等」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者数の推移

(人)

国籍・地域	年	2014	2015	2016	2017	2018
総	数	145,312	140,349	139,327	140,839	142,381
中	国	36,469	34,010	32,479	31,911	30,900
フ	ィ	29,150	27,701	26,687	26,401	26,322
ブ	ラ	15,565	14,995	15,917	16,631	17,668
韓	国	15,085	14,334	13,818	13,490	13,053
米	国	8,741	8,856	9,147	9,497	9,689
タ	イ	7,411	7,206	7,091	7,144	7,223
台	湾	4,024	4,102	4,155	4,296	4,439
ベ	ト	1,880	2,182	2,587	3,164	3,837
英	国	2,500	2,514	2,562	2,639	2,644
イ	ン	1,960	1,905	1,923	1,991	2,072
そ	の	22,527	22,544	22,961	23,675	24,534
他						

15-1 「定住者」の在留資格による国籍・地域別新規入国者数の推移

(人)

国籍・地域	年	2014	2015	2016	2017	2018
総	数	9,911	12,449	15,037	16,309	17,146
ブ	ラ	3,265	5,781	8,591	9,891	11,214
フ	ィ	2,791	2,812	2,767	2,534	2,413
中	国	2,165	2,094	1,925	1,950	1,558
ベ	ル	453	573	534	563	587
ベ	ト	237	227	223	235	276
ボ	リ	74	125	144	182	142
イ	ン	132	104	95	147	115
タ	イ	103	89	109	115	102
パ	キ	93	115	76	93	89
ネ	パ	60	59	76	63	83
そ	の	538	470	497	536	567
他						

15-2 「定住者」の在留資格による国籍・地域別中長期在留者数の推移

(人)

国籍・地域	年	2014	2015	2016	2017	2018
総	数	159,596	161,532	168,830	179,834	192,014
ブ	ラ	44,559	44,827	49,542	56,475	65,021
フ	ィ	43,997	45,680	47,663	49,773	52,008
中	国	26,676	26,626	27,140	28,033	28,282
ベ	ル	10,796	10,492	10,345	10,406	10,647
韓	国	7,498	7,413	7,348	7,291	7,289
ベ	ト	5,450	5,346	5,258	5,448	5,509
タ	イ	3,827	3,800	3,804	3,861	3,922
ミ	ャ	2,240	2,365	2,392	2,433	2,479
ボ	リ	1,851	1,891	1,944	2,072	2,171
イ	ン	1,832	1,860	1,903	2,002	2,107
そ	の	10,870	11,232	11,491	12,040	12,579
他						

(2) 主な国籍・地域ごとの在留資格別新規入国者数・在留の資格別在留外国人数の推移

1-1 中国人の在留資格別新規入国者数の推移

(人)

在留資格	年	2014	2015	2016	2017	2018
総	数	1,887,322	3,777,243	4,347,643	4,839,034	5,952,742
外	交	331	456	462	527	653
公	用	1,330	1,918	2,317	3,468	6,689
教	授	399	408	464	409	412
芸	術	3	2	6	3	8
宗	教	2	4	1	4	3
報	道	38	44	51	43	18
高	度		2	6	5	5
高	度		10	12	44	92
高	度		2	7	16	27
高	度		0	0	0	0
経	営	419	701	1,242	921	985
法	律	0	0	2	0	2
医	療	3	3	5	21	10
研	究	69	73	63	72	75
教	育	12	14	13	14	11
技	術	3,759	4,524	5,016	5,492	6,785
企	業	2,433	2,404	2,448	2,665	2,662
介	護				0	1
興	行	1,070	1,246	1,036	1,162	1,058
技	能	311	312	491	770	1,099
技	能	2,299	2,141	1,846	1,819	1,330
技	能	41,672	36,186	31,049	32,253	32,310
技	能	2	0	0	0	2
技	能	14	11	4	7	92
技	能				0	12
技	能				0	1,050
文	化	660	763	866	898	939
短	期	1,788,692	3,676,672	4,244,349	4,729,271	5,837,840
留	学	28,566	32,830	38,662	41,656	42,151
研	修	1,025	964	699	699	654
家	族	7,655	8,435	8,938	8,646	8,147
特	定	623	1,513	2,174	2,851	3,052
日	本	2,665	2,456	2,412	2,216	2,025
永	住	1,105	1,055	1,077	1,132	985
定	住	2,165	2,094	1,925	1,950	1,558

(注1) 2015年4月1日から在留資格「高度専門職1号イ、ロ、ハ」及び「高度専門職2号」が新設された(以下の表も同じ)。

(注2) 法改正により、2015年4月1日以降、「投資・経営」の在留資格は、「経営・管理」に、「技術」及び「人文知識・国際業務」の在留資格は、「技術・人文知識・国際業務」に改められている(以下の表も同じ)。

(注3) 2014年の「技術・人文知識・国際業務」の数は、「技術」及び「人文知識・国際業務」の数を合算した数である(以下の表も同じ)。

(注4) 2017年9月1日から在留資格「介護」が新設された(以下の表も同じ)。

(注5) 2017年11月1日から在留資格「技能実習3号イ及びロ」が新設された(以下の表も同じ)。

1-2 中国人の在留の資格別在留外国人数の推移

(人)

在留の資格	年	2014	2015	2016	2017	2018
総	数	654,777	665,847	695,522	730,890	764,720
教	授	1,751	1,606	1,532	1,448	1,412
芸	術	71	67	67	59	61
宗	教	64	75	68	80	88
報	道	45	46	48	44	46
高 度 専 門 職 1 号	イ		152	366	585	757
高 度 専 門 職 1 号	ロ		799	1,982	4,327	6,077
高 度 専 門 職 1 号	ハ		8	31	95	163
高 度 専 門 職 2 号			12	47	135	261
経 営 ・ 管 理		6,394	8,690	11,229	12,447	13,397
法 律 ・ 会 計 業 務		5	6	10	10	15
医 療		511	758	1,049	1,301	1,510
研 究		555	475	451	426	380
教 育		69	68	71	78	81
技 術 ・ 人 文 知 識 ・ 国 際 業 務		55,447	60,504	68,274	75,010	81,736
企 業 内 転 勤		5,593	5,615	5,741	5,807	5,797
介 護					4	34
興 行		126	123	125	101	111
技 能		17,240	16,174	15,606	15,537	15,922
技 能 実 習 1 号	イ	1,710	1,562	1,305	1,394	1,057
技 能 実 習 1 号	ロ	39,264	33,928	29,694	30,701	31,121
技 能 実 習 2 号	イ	1,351	1,340	1,397	1,170	1,009
技 能 実 習 2 号	ロ	57,768	52,256	48,461	44,302	43,322
技 能 実 習 3 号	イ				0	108
技 能 実 習 3 号	ロ				0	1,189
文 化 活 動		777	866	940	1,024	1,049
留 学		105,557	108,331	115,278	124,292	132,411
研 修		253	257	232	209	191
家 族 滞 在		62,599	64,492	69,784	74,962	78,417
特 定 活 動		6,624	8,230	9,539	10,947	10,389
永 住 者		215,155	225,605	238,438	248,873	260,963
日 本 人 の 配 偶 者 等		36,469	34,010	32,479	31,911	30,900
永 住 者 の 配 偶 者 等		11,107	11,889	12,984	14,551	15,592
定 住 者		26,676	26,626	27,140	28,033	28,282
特 別 永 住 者		1,596	1,277	1,154	1,027	872

(注) 「中国」は、台湾のうち既に国籍・地域欄に「台湾」の記載のある在留カード又は特別永住者証明書の交付を受けた者を除いた数である。

2-2 韓国人の在留の資格別在留外国人数の推移

(人)

在留の資格	年	2014	2015	2016	2017	2018
総	数	465,477	457,772	453,096	450,663	449,634
教	授	919	920	901	911	859
芸	術	40	45	37	41	48
宗	教	866	865	879	891	900
報	道	46	47	48	46	43
高	度 専 門 職 1 号 イ		15	44	70	110
高	度 専 門 職 1 号 ロ		36	82	183	290
高	度 専 門 職 1 号 ハ		5	13	22	34
高	度 専 門 職 2 号		0	1	2	8
経	営 ・ 管 理	2,910	2,928	3,039	3,095	3,104
法	律 ・ 会 計 業 務	8	7	7	8	11
医	療	86	114	122	134	142
研	究	180	184	153	155	144
教	育	88	92	95	98	106
技	術 ・ 人 文 知 識 ・ 国 際 業 務	15,429	16,669	18,936	21,603	24,602
企	業 内 転 勤	1,624	1,612	1,597	1,689	1,557
介	護				1	6
興	行	262	224	199	254	219
技	能	1,092	1,019	966	895	838
技	能 実 習 1 号 イ	8	19	4	13	1
技	能 実 習 1 号 ロ	0	0	0	0	0
技	能 実 習 2 号 イ	1	0	0	0	0
技	能 実 習 2 号 ロ	0	0	0	0	0
技	能 実 習 3 号 イ				0	0
技	能 実 習 3 号 ロ				0	0
文	化 活 動	254	223	248	254	218
留	学	15,765	15,405	15,438	15,912	17,056
研	修	25	24	24	24	21
家	族 滞 在	13,075	12,470	12,187	12,211	12,061
特	定 活 動	3,256	3,051	3,333	3,961	4,892
永	住 者	65,019	66,326	68,033	69,391	71,094
日	本 人 の 配 偶 者 等	15,085	14,334	13,818	13,490	13,053
永	住 者 の 配 偶 者 等	2,301	2,262	2,207	2,192	2,191
定	住 者	7,498	7,413	7,348	7,291	7,289
特	別 永 住 者	319,640	311,463	303,337	295,826	288,737

(注1) 平成28年版に掲載している本表「韓国人の在留の資格別在留外国人数の推移」の2015年末の「技能実習1号イ」について、以下のとおり誤った数値(人数)が掲載されていますのでご注意願います。

(誤) 2015年末 技能実習1号イ:19

(正) 2015年末 技能実習1号イ:0

(注2) 平成28年版から平成30年版までに掲載されている「韓国人の在留の資格別在留外国人数の推移」の2014年末の「技能実習1号ロ」と「技能実習2号イ」について、以下のとおり誤った数値(人数)が掲載されていますのでご注意願います。

(誤) 2014年末 技能実習1号ロ:0, 技能実習2号イ:1

(正) 2014年末 技能実習1号ロ:1, 技能実習2号イ:0

3-2 ベトナム人の在留の資格別在留外国人数の推移

(人)

在留の資格	年	2014	2015	2016	2017	2018
総	数	99,865	146,956	199,990	262,405	330,835
教	授	159	152	151	151	145
芸	術	1	0	0	1	0
宗	教	190	217	210	232	239
報	道	8	9	10	9	8
高	度 専 門 職 1 号 イ		7	17	55	70
高	度 専 門 職 1 号 ハ		13	36	107	205
高	度 専 門 職 2 号		0	1	3	5
高	度 専 門 職 2 号		0	1	3	7
経	営 ・ 管 理	44	78	160	265	376
法	律 ・ 会 計 業 務	0	0	0	0	0
医	療	11	8	9	12	31
研	究	46	38	48	48	44
教	育	2	3	5	7	6
技	術 ・ 人 文 知 識 ・ 国 際 業 務	5,875	8,784	13,570	22,045	34,752
企	業 内 転 勤	515	656	841	909	1,082
介	護				7	73
興	行	3	5	5	3	1
技	能	212	238	307	403	537
技	能 実 習 1 号 イ	799	955	784	1,175	1,140
技	能 実 習 1 号 ハ	18,635	31,444	43,084	57,618	73,010
技	能 実 習 2 号 イ	557	611	819	853	1,105
技	能 実 習 2 号 ハ	14,048	24,571	43,524	63,909	85,050
技	能 実 習 3 号 イ				0	38
技	能 実 習 3 号 ハ				8	4,156
文	化 活 動	43	44	49	49	41
留	学	32,804	49,809	62,422	72,268	81,009
研	修	217	197	197	247	226
家	族 滞 在	3,913	5,365	7,623	11,112	15,301
特	定 活 動	432	1,254	2,428	5,627	4,897
永	住 者	12,813	13,539	14,271	14,913	16,043
日	本 人 の 配 偶 者 等	1,880	2,182	2,587	3,164	3,837
永	住 者 の 配 偶 者 等	1,208	1,429	1,571	1,752	1,889
定	住 者	5,450	5,346	5,258	5,448	5,509
特	別 永 住 者	0	2	2	2	3

(3) 個人識別情報を活用した入国審査の実施状況 (2018年)

・退去を命ぜられた者

【国籍・地域別】		(人)
中 国		356
韓 国		316
タ イ		163
台 湾		74
ト ル コ		73
インドネシア		69
フィリピン		47
マレーシア		41
米 国		15
パキスタン		11
バングラデシュ		11
ベ ト ナ ム		11
そ の 他		68
合 計		1,255

【空・海港別】		(人)
成 田 空 港		561
関 西 空 港		274
羽 田 空 港		141
中 部 空 港		66
そ の 他		213
合 計		1,255

・退去強制手続を執った者

【国籍別】		(人)
パキスタン		4
イ ラ ン		1
コ ロ ン ビ ア		1
ベ ト ナ ム		1
合 計		7

【空港別】		(人)
羽 田 空 港		6
中 部 空 港		1
合 計		7

(4) 偽変造文書等 (頁欠落・損傷等旅券を含む。) 発見件数の推移

(件)

区分		年	2014	2015	2016	2017	2018
上 陸	旅 券		117(60)	153(63)	130(57)	188(63)	259(56)
	そ の 他		84	91	65	192	173
	合 計		201(60)	244(63)	195(57)	380(63)	432(56)
出 国	旅 券		14(8)	15(11)	15(11)	23(20)	60(54)
	そ の 他		1	0	0	10	12
	合 計		15(8)	15(11)	15(11)	33(20)	72(54)
合 計	旅 券		131(68)	168(74)	145(68)	211(83)	319(110)
	そ の 他		85	91	65	202	185
	合 計		216(68)	259(74)	210(68)	413(83)	504(110)

(注) 「頁欠落・損傷等旅券」とは、旅券の一部に「頁欠落・損傷」、「冊子分解」及び「証印シール等剥離」といった形跡が確認されたものの、出入国手続において文書鑑識や所持者への事情聴取を実施し、その結果、有効性に疑義が認められなかった旅券をいい、表中の () の数で内数である。



偽変造文書対策室における業務風景

資料編 6

2009年4月1日以降の主な出来事

(2009年度以降)

年月日	出来事	内容
2009.7.10	在留特別許可に係るガイドラインの改訂	2006年10月に策定した「在留特別許可に係るガイドライン」を見直し、在留特別許可の許可判断の透明性を更に高め、不法滞在者が出頭申告しやすい環境を整備した。
2009.7.15	「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」(平成21年法律第79号。以下「2009年改正法」という。)の公布	外国人登録制度に代えて、適法な在留資格をもって我が国に中長期間在留する外国人を対象として、法務大臣が在留管理に必要な情報を継続的に把握し、在留カード等を発行する新しい在留管理制度を導入するとともに、在留期間の上限の伸長、再入国許可制度の緩和、在留資格「技能実習」の創設等を行うことを内容とする2009年改正法が公布された。
2009.12.14 ～12.15	第23回「出入国管理セミナー」の開催	法務省において、環太平洋諸国20の国・地域及び3国際機関の担当者を招へいして「出入国管理セミナー」を開催し、出入国管理行政上の問題について情報共有及び意見交換を行った。
2010.1.1	2009年改正法の一部施行	①乗員上陸の許可を受けた者に旅券又は乗員手帳の携帯及び提示を義務付ける規定、②在留資格「技能実習(1号)」に係る在留資格認定証明書の交付ができることとする規定が施行された。
2010.1.19	「今後の出入国管理行政の在り方」の法務大臣への報告	「第5次出入国管理政策懇談会」において取りまとめられた報告書「今後の出入国管理行政の在り方」が法務大臣に提出された。
2010.1.25	「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第2の定住者の項の下欄に掲げる地位を定める件の一部を改正する件」の施行	第三国定住による難民の受入れに関するパイロットケースとして、タイ国内において一時的に庇護されているミャンマー難民のうち、一定の要件を満たす者を「定住者」として受け入れることができることとした。
2010.2.21	次期 APIS の運用開始	空港において、乗員上陸許可申請手続の機能が追加された次期 APIS の運用が開始された。
2010.3.30	「第4次出入国管理基本計画」の策定	出入国管理及び難民認定法第61条の10に基づき、法務大臣が「第4次出入国管理基本計画」を策定した。
	東京入国管理局羽田空港支局の新設	東京入国管理局羽田空港出張所を廃止し、同局羽田空港支局を新設した。
2010.5.24 ～11.15	上陸審査強化期間の設定	2010年日本 APEC 開催に伴い、APEC 関係者に対する迅速な出入国手続を実施する一方で、テロリスト及び海外における反グローバリズム化団体等による日本国内での活動を防止するため、全国の空海港を対象として上陸審査強化期間を設け、関係機関との緊密な連携を図りながら個人識別情報の活用による厳格な入国審査を徹底した。
2010.7.1	2009年改正法の一部施行	<ul style="list-style-type: none"> ・入国者収容所等視察委員会の新設 東京入国管理局に東日本地区入国者収容所等視察委員会、大阪入国管理局に西日本地区入国者収容所等視察委員会が新設された。 ・研修・技能実習制度の見直し 在留資格「技能実習」が創設され、従来「研修」の在留資格の対象とされていた1年目から雇用契約の締結が必要となり、技能実習生が1年目から労働基準法や最低賃金法等の労働関係法の保護を受けられるようになった。 ・在留資格「留学」と「就学」の一本化 留学生の安定的な在留のため、大学生等を対象とする在留資格「留学」と高校生等を対象とする「就学」の区分がなくなり、「留学」の在留資格に一本化された。

年月日	出来事	内容
		<p>・在留期間の特例期間の創設 在留期間の満了の日までに在留期間更新等を申請した場合、申請に対する処分が在留期間の満了日までにされないときは、在留期間満了後も、当該処分がされるとき又は従前の在留期間の満了日から2か月を経過する日のいずれか早いときまで、引き続き当該在留資格をもって本邦に在留することができるものとされた。</p> <p>・上陸拒否の特例の創設 一定の上陸拒否事由に該当する場合であっても、再入国許可を与えた場合や法務省令で定める場合には、上陸を拒否しないことができるようになった。</p>
2010.12.7 ～12.8	第24回「出入国管理セミナー」の開催	法務省において、環太平洋諸国20の国・地域及び4国際機関の担当者を招へいして、「出入国管理セミナー」を開催し、出入国管理行政上の問題について情報共有及び意見交換を行った。
2011.1.1	「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第1の5の表の下欄(二に係る部分に限る。)に掲げる活動を定める件の一部を改正する件」等の施行	我が国に相当期間滞在して入院し、医療を受ける活動及びその者の日常生活上の世話をする活動が在留資格「特定活動」の類型に加わった。
2011.3.11 ～	東日本大震災への対応	<p>海外からの緊急援助隊に対しては、入国審査官があらかじめ作成した仮上陸許可書を交付することで旅券への上陸許可証印を省略するなど、簡便・迅速な上陸審査を実施した。</p> <p>特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成8年法律第85号)第3条第2項の規定に基づく法務省告示(平成23年3月16日法務省告示第123号)の対象となる外国人については、在留期間の満了日を、一律に、2011年8月31日まで延長する措置をとった。</p> <p>再入国の許可を取得せずに出国した留学生や研修生・技能実習生については、外務省と協議の上、簡易な手続での入国を認めることとした。</p>
2011.7.1	「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令」の改正等	在留資格「技術」、「人文知識・国際業務」等に係る学歴要件に、本邦の専修学校の専門課程修了が加わった。
2011.8.26	「出入国管理及び難民認定法施行規則」の改正	在留資格「短期滞在」について、15日未満の在留期間を決定することが可能になった。
2012.4.1	東京湾岸千葉及び横浜機動班の設置	水際危機管理体制を一層強化するため、太平洋側に位置する海港及び沿岸地域のパトロール、入港船舶の臨船や船内サーチ等を担当する東京湾岸千葉機動班を東京入国管理局千葉出張所に設置し、東京湾岸横浜機動班を東京入国管理局横浜支局に設置した。
2012.4.6	大阪入国管理局関西空港支局審査部門の増設	2012年度のLCC専用ターミナル供用開始に伴い、大阪入国管理局関西空港支局審査部門を増設した。
2012.5.7	「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第1の5の表の下欄(二に係る部分に限る。)に掲げる活動を定める件」の施行	高度人材の受け入れを促進するためのポイント制による出入国管理上の優遇制度の運用を開始した。
2012.7.9	2009年改正法の一部施行	<p>・新しい在留管理制度の導入 法務大臣が在留管理に必要な情報を継続的に把握する新しい在留管理制度が導入された。また、同日をもって外国人登録法令が廃止された。</p> <p>法務省入国管理局出入国管理情報官及び入国在留課在留管理業務室の設置並びに東京入国管理局在留管理情報部門の新設</p> <p>新しい在留管理制度に対応するため、法務省入国管理局に出入国管理情報官及び入国在留課在留管理業務室を設置した(登録管理官及び総務課出入国情報管理室の廃止)。また、東京入国管理局在留管理情報部門を新設した。</p>

年月日	出来事	内容
2012.8.17	尖閣諸島領有権主張活動家等の送還	2012年8月15日に尖閣諸島領有権主張活動家等14人による抗議船での不法入国等事案が発生したところ、警察又は海上保安庁が逮捕した同14人について、刑事手続終了後に福岡入国管理局那覇支局が身柄受領の上、同年8月17日、航空機又は船舶で退去強制した。
2012.9.24 ～10.14	上陸審査特別強化期間の設定	2012年国際通貨基金（IMF）世界銀行年次総会の開催に際し、各国政府代表団等に対する円滑な出入国手続を実施する一方で、同総会の安全かつ円滑な実施を妨げる違反行為を敢行するおそれのある外国人の上陸を確実に阻止するため、厳格な上陸審査を徹底した。
2012.9.28	「出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令」等の施行	日ベトナム経済連携協定の発効を受け、同協定の適用を受ける看護師・介護福祉士候補者等の我が国への入国・在留に係る所要の規定が施行された。
2012.10.1	近畿地区不法入国防止担当神戸機動班の設置	水際危機管理体制を一層強化するため、地理的に不法事案の発生が懸念される日本海側の海港及び沿岸パトロール、入港船舶の臨船や船内サーチ等を担当する近畿地区不法入国防止担当神戸機動班を大阪入国管理局神戸支局に設置した。
2012.11.1	「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の一部を改正する省令」等の施行	技能実習生等の保護の強化及び技能実習制度の適正な運用を目的として、①不正行為により基準不適合となる起算点の明確化、②監理団体等について、過去5年間に虚偽申請に関与していた場合には、技能実習生等の受入れを認めないとする事、③実習実施機関、受入れ機関及び監理団体に対し不正行為事実の報告義務を課すこと等の見直しを行った。
2013.5.20	訪日外国人2500万人時代の出入国管理行政の在り方に関する検討結果報告	訪日外国人2500万人時代の出入国管理行政の在り方について、1年半にわたる検討の結果を取りまとめ、「第6次出入国管理政策懇談会」から法務大臣に報告された。
	高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度の見直しに関する検討結果報告	高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度について、見直しの方向性に関する検討の結果を取りまとめ、「第6次出入国管理政策懇談会」から法務大臣に報告された。
2013.6.24	入国管理局電子届出システムの導入	中長期在留者が行う「所属機関等に関する届出」及び中長期在留者を受け入れている機関が行う「所属機関による届出」について、従来から行っている書面又は郵送による届出に加え、「入国管理局電子届出システム」を利用したインターネットによる届出の運用を開始した。
2013.7.1	入国管理局正字検索システムの運用開始	在留カード及び特別永住者証明書に記載される漢字氏名の表記については、「在留カード等に係る漢字氏名の表記等に関する告示」（平成23年法務省告示第582号）により正字の範囲の文字と定めており、簡体字等については、正字の範囲に置き換えて記載することとしているところ、入国管理局ホームページ上において、在留カード及び特別永住者証明書に表記される漢字氏名を簡易に検索できるシステムの運用を開始した。
2013.9.13	「法務省関係総合特別区域法第53条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置を定める件」の施行	総合特別区域法に基づく地域活性化総合特區内において、外国人が働きながら我が国の特定伝統料理を学ぶことができるようになった。
2013.10.9 ～10.10	第12回 ASEM 移民管理局長級会合の開催	法務省入国管理局主催の下、東京において、第12回 ASEM 移民管理局長級会合が開催され、「経済政策としての移民政策」をメインテーマとして、アジア及びヨーロッパ諸国の移民問題担当者間で意見交換が行われた。
2013.10.15	帰国支援を受けて帰国した日系人に対する再入国規制の解除	2009年度に実施した日系人離職者に対する帰国支援事業により帰国支援金の支給を受け帰国した者について、当分の間、同様の身分に基づく在留資格による再入国許可を認めないこととしていたところ、昨今の経済・雇用状況等を踏まえ、一定の条件のもとに再入国を認めることとした。

年月日	出来事	内容
2013.12.24	高度外国人材に対するポイント制に係る出入国管理上の優遇制度に関する関係告示の一部改正の施行	「第6次出入国管理政策懇談会」の報告及び「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)を踏まえ、高度外国人材の更なる受入れのため、高度外国人材に係る認定要件及び優遇措置の見直しを内容とする「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第1の5の表の下欄(二に係る部分に限る。)に掲げる活動を定める件」及び「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第1の5の表の下欄(二に係る部分に限る。)に掲げる活動を定める件第2条の表の下欄に掲げる活動を指定されて在留する者等の在留手続の取扱いに関する指針」の改正が施行された。
2014.1.24	「第三国定住による難民の受入れの実施について」の閣議了解	第三国定住による難民の受入れについて、2015年度から、マレーシア国内に一時滞在しているミャンマー難民の受入れを開始し、受入れ難民に対する定住支援を行うことなどに関する閣議了解を行った。
2014.6.13	「行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の公布	行政不服審査法の改正に伴い、出入国管理及び難民認定法についても難民異議申立手続について、難民審査参与員を審理員とみなし、参与員の審理手続を行政不服審査法上の審理手続と位置付ける規定が新設されるなどした。
2014.6.18	「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」(平成26年法律第74号。以下「2014年改正法」という。)の公布	船舶観光上陸許可制度の創設、みなし再入国許可対象者の拡大、在留資格「留学」に係る改正、PNRの取得、在留資格「高度専門職1号」及び「高度専門職2号」の創設、在留資格「投資・経営」から「経営・管理」への改正、在留資格「技術」と「人文知識・国際業務」の一本化等を内容とする2014年改正法が公布された。
2014.6.30	「技能実習制度の見直しの方向性に関する検討結果」の法務大臣への報告	「第6次出入国管理政策懇談会」の下に置かれた「外国人受入れ制度検討分科会」において取りまとめられた報告書「技能実習制度の見直しの方向性に関する検討結果」が法務大臣に提出された。
2014.7.1	「出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令」の施行	外国人の出国時、みなし再入国許可による出国、再入国許可による出国のいずれにより出国しようとしているのか容易に確認することができるように、再入国出国記録の様式を改めた。
2014.10.6	札幌入国管理局旭川出張所の新設	札幌入国管理局小樽港出張所を廃止し、旭川出張所を新設した。
2014.12.26	「今後の出入国管理行政の在り方」及び「難民認定制度の見直しの方向性に関する検討結果」の法務大臣への報告	「第6次出入国管理政策懇談会」において取りまとめられた報告書「今後の出入国管理行政の在り方」及び同政策懇談会の下に置かれた難民認定制度に関する専門部会において取りまとめられた報告書「難民認定制度の見直しの方向性に関する検討結果」が法務大臣に提出された。
2015.1.1	2014年改正法の一部施行	<ul style="list-style-type: none"> ・船舶観光上陸許可制度の創設 法務大臣が指定するクルーズ船の外国人乗客を対象とする簡易な上陸手続として、船舶観光上陸許可の制度が創設された。 ・みなし再入国対象者の拡大 我が国に航空機で入国し、「短期滞在」の在留資格を付与された者が、我が国の出入国港を始点とし、外国の港に寄港し再び我が国の出入国港に寄港するクルーズ船に乗船する場合、あらかじめ我が国に再び入国する意図を表明して当該クルーズ船で出国するときは、原則として再入国許可を受けたものとされることとなった(ただし、クルーズ船は指定旅客船に限られる。) ・在留資格「留学」に係る改正 在留資格「留学」の受入れ機関に小中学校が加わった。 ・PNRの取得の開始 入国審査官が、航空会社に対し、PNRの報告を求めることができるようになった。

年月日	出来事	内容
2015.1.30	「技能実習制度の見直しに関する法務省・厚生労働省合同有識者懇談会」報告書の公表	法務省入国管理局長及び厚生労働省職業能力開発局長が開催する懇談会として設置された「技能実習制度の見直しに関する法務省・厚生労働省合同有識者懇談会」において取りまとめられた報告書が公表された。
2015.4.1	2014年改正法の一部施行	<ul style="list-style-type: none"> ・在留資格「高度専門職1号」及び「高度専門職2号」の創設 「特定活動」の在留資格を付与して出入国管理上の優遇措置を実施していた高度外国人材を対象とする新たな在留資格「高度専門職1号」及び同在留資格をもって3年間在留した者を対象とする「高度専門職2号」の在留資格が創設された。 ・在留資格「投資・経営」から「経営・管理」への改正 在留資格「投資・経営」から投資要件がなくなり、名称も「経営・管理」に改められた。 ・在留資格「技術」と「人文知識・国際業務」の一本化 業務に要する知識等の分野の違い（文系・理系）に基づく在留資格上の区別がなくなり、包括的な在留資格「技術・人文知識・国際業務」となった。
	外国人建設・造船就労者受入事業の開始	復興事業の加速化と東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連の建設分野、及び建設分野と人材の流動性が高い造船分野における緊急かつ時限的な措置として、国土交通大臣が適正な受入れの確保に関する枠組みでの外国人材の活用が開始された。
2015.6.23	「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第1の5の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件」の施行	査証免除国の富裕層外国人を対象として、「特定活動」の在留資格で最大1年間の観光を目的とする滞在（いわゆるロングステイ）を可能にした。
2015.7.2	「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第2の定住者の項の下欄に掲げる地位を定める件の一部を改正する件」の施行	マレーシアに滞在するミャンマー難民のほか、既に受け入れている第三国定住難民のタイからの家族呼び寄せが可能になった。
2015.9.1	法務省関係国家戦略特別区域法施行規則等の施行（創業人材、家事支援人材の受入れ）	国家戦略特別区域内で創業活動を行う外国人、家事支援活動を行う外国人の受入れが可能になった。
2015.9.15	「第5次出入国管理基本計画」の策定	出入国管理及び難民認定法第61条の10に基づき、法務大臣が「第5次出入国管理基本計画」を策定した。
	「難民認定制度の運用の見直しの概要」の公表	「第6次出入国管理政策懇談会」及び「難民認定制度に関する専門部会」から2014年12月に提出された報告書の提言の趣旨を踏まえ、「難民認定制度の運用の見直しの概要」が公表された。
2015.10.1	西日本入国管理センターの廃止	西日本入国管理センターを廃止した。
	法務省入国管理局出入国管理インテリジェンス・センターの設置	法務省入国管理局に出入国管理インテリジェンス・センターを設置した。
2015.11.20	「法務省関係国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令」の施行	国家戦略特別区域内で粒子線照射装置研修に参加する医師・看護師・診療放射線技師・医学物理士について、所要の条件を満たす場合には、入管法施行規則の別表で定める「研修」の在留期間にかかわらず、最長2年の在留を認めることとした。
2016.1.1	「出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令」の施行（PNRの電子的取得の開始）	PNRの電子的な取得が可能になった。
2016.2.26	伊勢志摩サミット対策本部の設置	伊勢志摩サミット及び関係閣僚会合等の開催に際して、テロリスト及びサミット会合の安全かつ円滑な実施を妨げる違法行為を敢行するおそれのある外国人の上陸を確実に防止すること及び関係者の入出国を円滑に行うことを目的に、伊勢志摩サミット対策本部を設置した。

年月日	出来事	内容
2016.2.29 ～9.26	伊勢志摩サミット等の開催に伴う上陸審査強化期間及び上陸審査特別強化期間の設定	伊勢志摩サミット及び関係閣僚会合等の開催に際して、テロリスト及びサミット会合の安全かつ円滑な実施を妨げる違法行為を敢行するおそれのある外国人の上陸を確実に防止すること及び関係者の入出国を円滑に行う必要があることから、2月29日から4月2日まで及び9月4日から9月26日までの間を上陸審査強化期間に指定した。 さらに、4月3日から5月28日までの間、法務省内にオペレーションルームを開設し、同期間を上陸審査特別強化期間に指定した。
2016.3.15	「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第1の5の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件」の施行	経済産業大臣の認定を前提として、製造業の海外子会社等従業員を国内に受け入れ、新製品開発等の専門技術を修得させ、当該技術を海外拠点に移転すること等を可能とするため、対象となる外国人に在留資格「特定活動」を付与する規定が施行された。
2016.4.1	「行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」、「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第1の5の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件」の施行	2014年6月13日に公布された新行政不服審査法の施行に伴い、難民異議申立手続が、難民審査参与員を審理員とみなし、参与員の審理手続を行政不服審査法上の審理手続に位置付ける仕組みに改まった。
	「出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令」の施行	迅速な審査のため、外国人入国記録(EDカード)の記載項目が簡素化されるとともに、再入国を予定している者以外の外国人の出国時の書面提出が不要となった。
	中日本機動班の設置	水際危機管理体制を一層強化し、海港における不法入国等を防止するため、太平洋側及び日本海側に位置する海港及び沿岸地域のパトロール、入港船舶の臨船や船内サーチ等を担当する中日本機動班を名古屋入国管理局に設置した。
2016.7.22	「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の一部を改正する省令」等の施行	外国人スキーインストラクターについて、スポーツの指導に係る3年以上の実務経験がない場合であっても、これに準ずる者は入国・在留が可能となった。
	「日本語教育機関の告示基準」の策定・公表	日本語教育機関を告示をもって定めるに当たり、その適格性を判断するための基準として「日本語教育機関の告示基準」を策定し、公表した。
2016.8.31	「戦略的国境協力におけるオーストラリア移民・国境警備省と日本国法務省入国管理局との間の協力覚書」の締結	日豪の入国管理局当局の間での出入国管理に係る情報共有、職員の相互訪問等を通じて、両当局間での相互協力や各当局における出入国管理能力の強化を図ることを目的とし、締結した。
2016.10.1	バイオカートの導入	審査待ち時間短縮のため、上陸審査待ち時間を活用して前倒しで個人識別情報(指紋及び顔写真)を取得するための機器、通称「バイオカート」を、関西空港、高松空港及び那覇空港に導入した。(2016年10月1日から試行運用、同月7日から本格運用)
2016.10.17	上陸審査時における顔画像照合の実施	テロリスト等の入国を水際で阻止するため、全国の空海港において、テロリスト等の顔画像と上陸審査時に外国人から提供を受けた顔写真との照合を開始した。
2016.11.1	2014年改正法の一部施行	トラस्टイド・トラベラー・プログラムの運用開始 信頼できる渡航者に係る出入国手続の円滑化を図るため、上陸手続において自動化ゲートを利用できる外国人の範囲が拡大された。
	「二国間渡航円滑化イニシアティブ」の運用開始	日本のトラस्टイド・トラベラー・プログラムと、米国のグローバル・エントリー・プログラム(GEP)に相互に参加する二国間渡航円滑化イニシアティブの運用を開始した。
2016.11.28	「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」(平成28年法律第88号。以下「2016年改正法」という。)の公布	在留資格「介護」の創設及び偽装滞在者対策の強化を内容とする2016年改正法が公布された。

年月日	出来事	内容
	「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（平成28年法律第89号。以下「技能実習法」という。）の公布	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため、技能実習計画の認定制、監理団体の許可制を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設けること等を内容とする技能実習法が公布された。
	技能実習法の一部施行	外国人技能実習機構の設立に関する規定が公布と同時に施行された。
2017.1.1	2016年改正法の一部施行	・偽装滞在者対策の強化 偽装滞在者に関する罰則が整備されるとともに、在留資格取消事由が拡充されたほか、在留資格の取消しに関する事実の調査について、入国審査官に加えて、入国警備官も行うことができることとされた。
2017.4.15	バイオカートの導入	成田空港等12空港においても運用を開始した。
2017.4.26	高度外国人材に対するポイント制に係る出入国管理上の優遇制度に関する省令等の一部改正の施行	「日本再興戦略2016」（平成28年6月2日閣議決定）において、高度人材ポイント制をより活用しやすいものとする観点からの要件の見直しを行うことが盛り込まれたことを受け、「出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令」及び「出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令第一条第一項各号の表の特別加算の項の規定に基づき法務大臣が定める法律の指定等を定める件」の改正が施行された。
	「永住許可に関するガイドライン」及び「我が国への貢献」に関するガイドラインの一部改正	高度外国人材の永住許可申請に要する在留期間を最短で1年にするなどの改正を行い、公表した。
2017.6.1	「出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令」の施行	法務大臣のみに認められていた難民の認定に係る権限等を地方入国管理局長に委任したほか、再申請用の難民認定申請書の様式を新設した。
2017.8.1	「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の一部を改正する省令」等の施行	日本語教育機関を告示をもって定めるに当たり、その適格性を判断するための基準として「日本語教育機関の告示基準」が施行された。
2017.9.1	2016年改正法の一部施行	在留資格「介護」が創設され、介護福祉士養成施設を卒業し、介護福祉士の資格を取得した者が、介護施設等との契約に基づいて介護又は介護の指導を行う業務に従事できることとされた。
2017.9.22	国家戦略特別区域法の施行（農業支援人材、海外需要開拓支援人材の受入れ）	国家戦略特別区域内で農作業等に従事する外国人、クールジャパン・インバウンドを促進する外国人の受入れが可能になった。
2017.10.18	顔認証ゲートの導入	顔認証技術を活用して日本人の出帰国手続を合理化し、より多くの入国審査官を外国人の審査に充て、厳格な審査を維持しつつ更なる円滑化を図るため、羽田空港の上陸審査場において「顔認証ゲート」を先行導入した。
2017.11.1	技能実習法の施行	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため、新たな技能実習制度が導入された。また、技能実習法施行令、技能実習法施行規則等の技能実習関係法令が施行された。
2018.1.12	「難民認定制度の適正化のための更なる運用の見直しについて」の公表	真の難民の迅速な保護に支障を生じさせないようにするため、正規滞在中に難民認定申請した者の在留資格「特定活動」に関する運用などについて、更なる見直しを行った。
2018.5.1	バイオカートの導入	北九州空港及び大分空港においても運用を開始した。
2018.6.11～11.28	顔認証ゲートの導入	成田空港、羽田空港、中部空港、関西空港及び福岡空港に、日本人の出帰国手続のための「顔認証ゲート」を本格導入した。
2018.7.24	「外国人の受入れ環境の整備に関する業務の基本方針について」の閣議決定	法務省において外国人の受入れ環境の整備に関する企画及び立案並びに総合調整を行うこととされた。

年月日	出来事	内容
2018.12.14	「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」(平成30年法律第102号)の公布, 一部の施行(その余は2019年4月1日施行)	<ul style="list-style-type: none"> ・人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に属する一定の専門性・技能を有する外国人の受入れを図るため, 当該技能を有する外国人に係る在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設。 ・在留外国人の増加に的確に対応するため, 法務省の外局として出入国在留管理庁を設置し, 同庁の長, 任務及び所掌事務等について規定。
2018.12.25	「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定)	外国人材を適正に受け入れ, 共生社会の実現を図ることにより, 日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するため, 外国人材の受入れ・共生に関して, 目指すべき方向性を示すものとして取りまとめられた。
2019.3.15	「特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令」(平成31年法務省令第5号)の公布(2019年4月1日施行)	特定技能雇用契約の内容の基準, 受入れ機関の基準及び支援計画の内容等について規定。
	「出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令」(平成31年法務省令第6号)の公布(2019年4月1日施行)	「特定技能1号」及び「特定技能2号」に係る受入れ分野, 技能水準について規定。
2019.3.29	「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律の施行に伴う法務省関係省令の整備等に関する省令」(平成31年法務省令第7号)の公布(2019年4月1日施行)	<ul style="list-style-type: none"> ・上陸基準省令の改正 「特定技能1号」及び「特定技能2号」について外国人本人に関する基準を規定。 ・入管法施行規則の改正 登録支援機関の登録に関する事項, 受入れ機関の届出事項等について規定。 ・その他入管法等改正法の施行に伴う関係省令についての所要の整備を行った。
	「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」(平成31年政令第38号)の公布(2019年4月1日施行)	登録支援機関の登録手数料の額, 登録支援機関の登録拒否事由に関する規定の整備等を行った。
	高度外国人材に対するポイント制に係る出入国管理上の優遇制度に関する関係告示の一部改正の施行	「まち・ひと・しごと創生基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)等において, 地方における外国人材の活用を図るため, 日本の大学等を卒業した外国人がその専門能力を十分に発揮できるよう「高度人材ポイント制」の特別加算の対象大学を拡大するなどの見直しを行うこととされたことを受けて, 「出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令第一条第一項各号の表の特別加算の項の規定に基づき法務大臣が定める法律の指定等を定める件」の改正を施行した。
	在留申請手続のオンライン化に係る利用申出の受付開始	オンラインで在留申請手続を行うために必要な利用申出の受付を開始した。
	「技能実習制度の運用に関するプロジェクトチーム」による「調査・検討結果報告書」の公表	プロジェクトチームによる調査・検討の結果, 報告書が2019年3月29日に公表された。

出入国在留管理 (2019年版)

2019年11月 発行

出入国在留管理庁

〒100-8977 東京都千代田区霞が関 1-1-1



2019
出入国在留管理